

第2編 震災対策

第2部 震災応急・復旧対策計画

- 第1章 応急対策の活動態勢
- 第2章 情報連絡体制の整備
- 第3章 防災関係機関等との相互協力
- 第4章 災害広報・広聴計画
- 第5章 警備・交通規制
- 第6章 輸送計画
- 第7章 震災消防活動態勢
- 第8章 避難計画
- 第9章 救援及び救護に関する計画
- 第10章 応急生活確保に関する計画
- 第11章 災害時要援護者対策
- 第12章 帰宅困難者対策
- 第13章 ボランティア等との連携・協働
- 第14章 公共施設等の応急対策
- 第15章 応急教育
- 第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画
- 第17章 遺体の取り扱い
- 第18章 災害救助法の適用
- 第19章 激甚災害の指定に関する計画

第1章 応急対策の活動態勢（区）

第1節 区の災害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、区の地域並びに区民の生命、財産を災害から保護するため、区は、防災関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び住民等の協力を得て、必要な態勢を確立し災害対策の実施に努める。

第2 活動内容

1 災害対策本部の設置

区長は、職員の勤務時間内（午前8時30分から午後5時15分）に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、または、発生する恐れのある場合は速やかに災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。また、区長は、災害救助法の基準に達する程度の災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合で非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、本部を設置する。さらに、本部の部員（以下「本部員」という。）の職にあてられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、区長にその設置を進言することができる。

2 本部の設置の通知

本部長は、本部を設置したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

3 本部の掲示

本部を設置した場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区災害対策本部」の掲示を行う。

4 本部の廃止

本部長は、区の地域において、災害が発生する恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の廃止等の通知は、上記2に準じて処理する。

〈資料編 第5 文京区災害対策本部条例 P11〉

〈資料編 第6 文京区災害対策本部条例施行規則 P12〉

〈資料編 第10 文京区議会地震等災害対策本部設置要綱 P29〉

第3 本部の組織及び運営

1 本部の組織

- (1) 本部は、本部長室及び部をもって構成する。

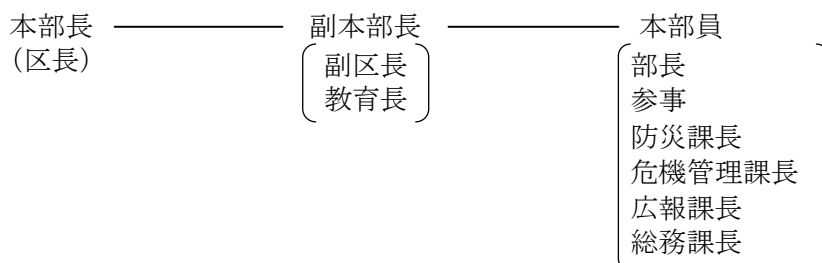
(2) 本部の組織編成及び部の業務分掌

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P22〉

2 本部長室の組織及び運営

(1) 本部長室の組織

構成は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。



(2) 本部長等の職務

1) 本部長 (区長)

本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2) 副本部長 (副区長、教育長)

本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3) 部長 (部長)

本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4) 本部員 (本部を構成する部長等)

本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

(3) 本部長の代理

本部長に事故のあるとき、本部長の職務を代理する場合の順位は、副区長、教育委員会教育長の順とする。

(4) 本部長室の運営

本部長室は、次の事項について災害対策本部の基本方針を審議策定する。

- 1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2) 水防その他の応急措置に関すること。
- 3) 重要な災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- 4) 警報の伝達及び警告に関すること。
- 5) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- 6) 避難の勧告又は指示に関すること。
- 7) 教育委員会に対する災害予防又は応急対策の指示に関すること。
- 8) 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の適用の申請に関すること。
- 9) 警戒区域の設定の要請に関すること。
- 10) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 11) 東京都知事に関する応援等の要請に関すること。
- 12) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定に基づく指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請に関すること。
- 13) 被災者の救出に関すること。
- 14) 応急公用負担等に関すること。
- 15) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 16) 部長会議の招集に関すること。

17) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

3 災害対策本部の組織編成の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めた場合は、組織の変更及び各部の人員を増減することができる。

第2節 区の臨時災害対策本部の活動態勢

第1 活動方針

夜間、休日その他職員の勤務時間外に大地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合で、災害対策本部を設置するまでの間における初期の事態に迅速に対処するため文京区臨時災害対策本部要領に基づき、文京区臨時災害対策本部（以下「臨時災対本部」という。）を設置する。

〈資料編 第11 文京区警戒態勢に関する宿日直勤務規程 P33〉

第2 活動内容

1 臨時災対本部の設置

臨時災害対策本部長〔区長〕（以下「本部長」という。）は、夜間、休日その他職員の勤務時間外に区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、発生する恐れのある場合は、初期における事態に迅速に対処するため、臨時災対本部を設置する。

〈資料編 第8 文京区臨時災害対策本部要領 P24〉

2 臨時災対本部の設置の通知

本部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認めた者に本部を設置したことを通知する。

- (1) 各部長
- (2) 都知事（総務局総合防災部防災対策課）
- (3) 防災関係機関の長又は代表者
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (5) 他の特別区の区長

3 臨時災対本部の掲示

臨時災対本部が設置された場合、シビックセンター内災害対策本部室に「文京区臨時災害対策本部」を掲示する。

4 臨時災対本部の組織及び運営

- (1) 臨時災対本部の組織編成及び班の業務分掌

臨時災対本部は、本部長室並びに本部班、情報班、救出・救護班、地域活動センター班、避難所開設班をもって構成する。

〈資料編 第7 文京区災害対策本部組織図 P22〉

- (2) 臨時災害対策本部長室の組織及び運営

- 1) 臨時災害対策本部長室の組織

本部長室は、本部長、副本部長及び本部員（班長・副班長）をもって構成する。

- 2) 臨時災対本部長等の職務

- ①本部長（区長）

臨時災対本部の事務を総括し、臨時災対本部の編成員を指揮監督する。

②副本部長（区長があらかじめ指定する管理職）

本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

③班長

本部長の命を受け、班の事務を掌理する。

④副班長

班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

3) 臨時災害対策本部長室の運営

本部長室は、次の事項について、本部の基本方針について審議策定する。

①情報班が収集した災害に係る区内外の情報を分析し、応急対策の方針を決定する。

②応急対策方針に基づき、各班に指示を行うこと。

③上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の他の班に属しないこと。

5 臨時災对本部の編成員

(1) 編成員の指定

区長は、文京区臨時災害対策本部要領に基づき、次に掲げる職員を本部の編成員としてあらかじめ指定する。ただし、病弱者その他区長が特に認めた職員は除く。

1) 管理職 区内及び隣接区居住する者並びに本庁舎又は地域活動センターから5km以内の居住者

2) 一般職員 区内及び隣接区居住者

3) 上記に掲げるもののほか、臨時災对本部の編成に当たり、区長が特に必要があると認めるときは、編成員以外の職員を編成員として指名することができる。

(2) 編成員の配備

編成員は、夜間・休日等において、次に掲げる事態が生じたときは、家族の安全を確認の上、速やかにあらかじめ指定した場所に直接参集して臨時災对本部の職務に従事しなければならない。

1) 文京区で震度5弱以上の地震が発生したとき。

2) 気象業務法に基づく地震防災対策強化地域にかかる注意情報の発表があったことを知ったとき又は大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令があったことを知ったとき。

3) 上記に掲げるもののほか、臨時災害対策本部長室から登庁の指示があったとき。

(3) 編成員以外の職員の配備

編成員以外の職員は、夜間・休日等において、次に掲げるいずれかの事態に該当するときは家族の安全を確認のうえ速やかに登庁し、文京区災害対策本部が設置されるまでの間、臨時災对本部の編成員に協力して事態に対処しなければならない。

1) 文京区で震度6弱以上の地震が発生したとき。

2) 文京区で災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合において、臨時災对本部から参集の指示があったとき。

6 臨時災对本部の廃止

(1) 本部長が被害の状況等を勘案のうえ、臨時災对本部の設置を不要と認めたとき。

(2) 文京区災害対策本部が設置されたとき。

第3節 災害対策本部員の配置及び服務

第1 職員の配置等

- 1 本部長は、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合で、本部を設置したときは、非常配備の命令を発し、災害対策に従事する職員を配備する。
- 2 部長は、あらかじめ部の分掌事務を遂行するため、非常事態に対する本部の事務に従事すべき職員の名簿を備えておかなければならない。
- 3 部長は、非常配備の命令を受けたときは、直ちに次の措置をとらなければならない。
 - (1) 各部の分掌事務に基づき、職員を所定の部署に配置すること。
 - (2) 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させること。
 - (3) その他非常事態に应付するために必要な職員配置の措置等を講ずること。
- 4 災害対策業務を遂行するため、流動的な職員配置が必要な場合は、災对本部事務局長が職員の割当を発議し、災害対策本部が決定する。災対総務部長は、その決定に基づき職員の配置を行う。
- 5 本部連絡員は、災害対策本部長が部所属の課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室と部の連絡及び部相互間の連絡調整を行うものとする。

第2 発災初期における応急対策活動

発災からおおむね72時間までは、救出・救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

第3 職員の服務

- 1 職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の命令があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司と連絡をとること。
 - (5) 地震、大雨、洪水等の非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合においては、「文京区臨時災害対策本部要領」に基づき、参集しなければならない。
- 2 職員は、自らの言動によって、区民に不安を与え、区民の誤解を招き、本部の活動に支障をきたすような行為は厳に慎まなければならない。

第4節 動員態勢の強化

第1 区職員の動員態勢強化

1 態勢の明確化・周知

組織改正が行われた場合等により、初動期の活動内容に変更が生じた場合は、職員防災行動マニュアルの見直しを行い、常に職員の活動内容等の明確化に努める。

また、発災時間に関わらず、迅速に職員初動態勢を構築し、円滑に災害対応を図るために、勤務時間内、勤務時間外それぞれの初動期に従事する職員をあらかじめ指定しておく。

さらに、その内容を職員一人ひとりに周知徹底するため、初動活動内容を記載したカード等を携帯させるなど、災害発生時における初動態勢の強化を図る。

2 訓練等を通じた職員防災対応力の向上

災害時に職員が迅速かつ適切に応急対策業務を遂行できるよう、災害対策本部の運用、無線通信、避難所の開設等の危機管理対応訓練を実施するとともに、職員が所属する各班に求められる専門知識や技能を習得するために班別訓練を実施する。

3 防災用職員住宅の充実

職員の勤務時間外における初動態勢の充実強化を図るために既存の職員用住宅等を防災用職員住宅に転換する。

4 地域活動センターの活用

地域活動センターは、災害時には災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努めるとともに、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域における情報拠点とする。

第2 災害時における応急対策に関する協力態勢の確立

1 公益財団法人文京アカデミーとの「災害時における応急対策に関する協定」

区は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、区が行う災害応急業務に関する協力を得るため、公益財団法人文京アカデミーとの間で協定を締結している。
(災害時集積所等に指定)

〈資料編 第52 文京区協定先一覧表 P130〉

2 文京区社会福祉協議会との「災害時におけるボランティアの活動に関する協定」

区は、区内に災害が発生した場合において、区が行う災害応急活動に対する協力を得るため、ボランティアに関する業務を行っている文京区社会福祉協議会と協定を締結している。

〈資料編 第52 文京区協定先一覧表 P130〉

第5節 防災会議の招集

防災会議の会長は、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議や、災害発生後の災害復旧対策等に関し、防災関係機関等相互の連絡調整を図る必要があると認めたときは、防災会議を招集する。また、防災会議の委員は、会長に防災会議の招集を要請することができる。

〈資料編 第2 文京区防災会議条例 P7〉

〈資料編 第3 文京区防災会議運営規程 P9〉

〈資料編 第4 文京区防災会議委員名簿 P10〉

第2章 情報連絡体制の整備（区・警察署・消防署）

第1節 基本方針

防災関係機関等がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、防災関係機関等が緊密に連携し、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、被災者等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するには、被災者等に対する的確な情報の提供や連絡が不可欠である。このため、迅速正確な情報の収集、分析、伝達ができるように防災関係機関等の通信連絡体制の整備に努める必要がある。

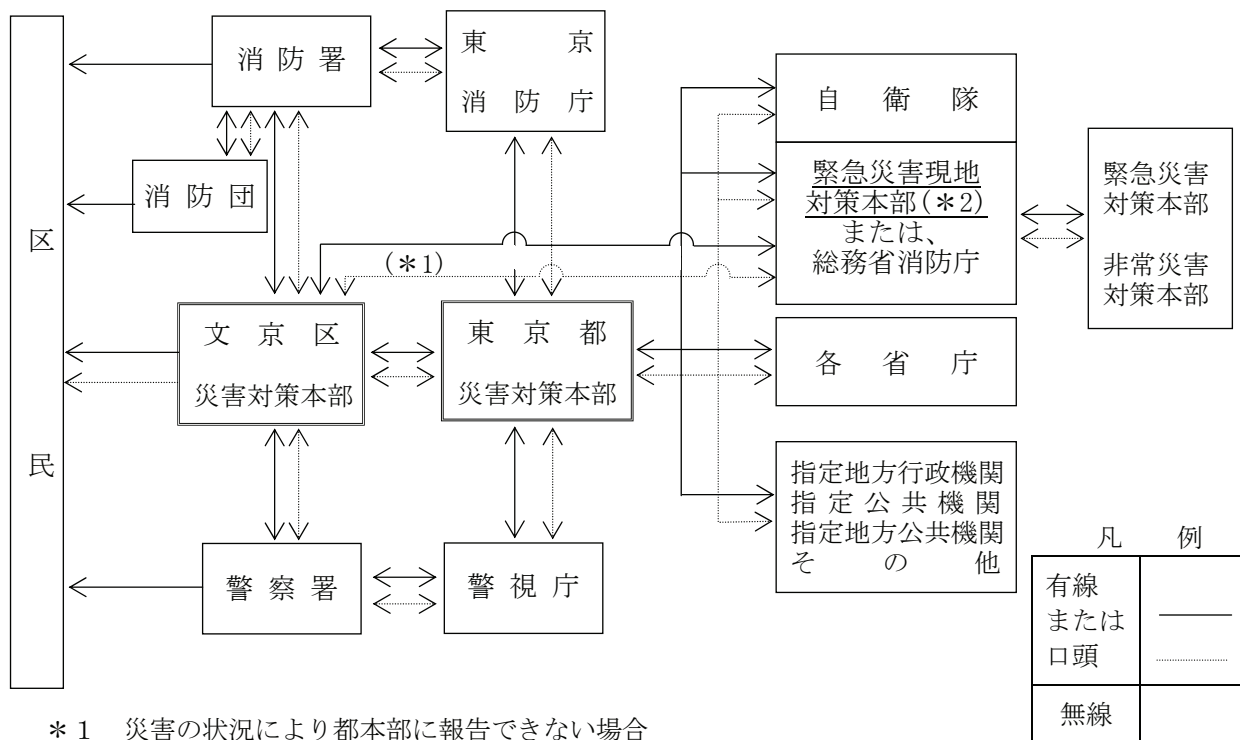
第2節 区と防災関係機関等との通信連絡体制

第1 計画方針

区は防災関係機関等の情報連絡体制の拠点として、シビックセンター15階の防災センターを中心とした情報連絡体制を整備する。

第2 現況

1 通信連絡系統図



* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合

* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

2 情報の収集伝達機器の整備

通常のNTT回線のほかにNTTの優先電話、携帯電話、優先携帯電話、東京都防災行政無線、文京区防災行政無線(地域系防災行政無線、移動系防災行政無線、固定系防災行政無線)、屋上高所カメラ、地震計等の機器を整備している。

また、防災行政無線のふくそう時等における情報伝達手段として、避難所や地域活動センター等に導入した衛星電話、PHSを活用する。さらに、新たに保育園及び幼稚園へ内線を延長し、情報伝達機器の充実化を行う。

3 災害情報システムの整備

災害対策活動を円滑に実施するため、平成6年10月より運用している災害情報システムの更新を平成19年度に行った。庁内LANやモバイルパソコン、GPS付カメラ、携帯電話等を活用し、区職員による災害発生時の被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報の効率的収集及び共有を図る。

4 固定系防災行政無線の整備

親局及び子局の全機器を平成24年度に従来のアナログ方式からデジタル方式に刷新する。

また、防災行政無線設置の難聴エリアを解消するために、新たに建設する一定規模以上の中高層建築物への防災行政無線設置の協力を求めるとともに、屋外スピーカーの増設・移設、中高層建築物・商店街等へ戸別受信機の設置を図る。

さらに、防災行政無線で伝達した内容を確認できる電話応答システムも導入する。

5 固定系防災行政無線の子局の設置場所

- (1) 区民に災害情報等を広域的に伝達する目的で設置している。
- (2) シビックセンター内に設置している計測震度計の測定値(震度5弱)に基づき、自動放送システムで地震の発生を区民に周知する。

(平成25年2月現在)

設置形態	設置数	設置場所
屋外スピーカー	91か所	公園、児童遊園、学校、地域活動センター等
戸別受信機	470か所	町会、自治会、医師会、消防署、警察署、学校等

〈資料編 第48 屋外スピーカー設置場所一覧表 P125〉

6 地域系防災行政無線の整備

親局及び子局の全機器を平成22年度に従来のアナログ方式からデジタル方式に刷新した。

従来から搭載している通信機能に加え、ふくそう等による情報伝達のトラブルに対しても柔軟に対応できるよう、新たに追加されたメール機能を活用する。

7 地域系防災行政無線の子局の設置場所

区と防災関係機関とが相互に災害情報等を連絡する目的で設置している。
なお、平成7年度から避難所となる区立小・中学校等に新たに設置した。

(平成25年2月現在)

設置形態	設置数	設 置 場 所
半固定型	56台	地域活動センター、区立小・中学校等、消防署、警察署、東京電力、東京ガス等
携帯型	52台	区役所（23台）、地域活動センター（27台）、防災職員住宅（2台）
車載型	20台	区所有車

〈資料編 第49 区災害対策本部を中心とする無線系統図 P126〉

8 地震計ネットワーク・震度分布即時把握システムの活用

東京都は、都内の各区市町村に計測震度計を設置し、「地震計ネットワーク・震度分布即時把握システム」を構築している。これにより、地震発生直後の広域的な地震被害の分布状況を即時に把握し、激甚な被害地を特定して、防災関係機関の迅速な対応の確立を図っている。

また、東京消防庁設置の計測震度計が計測したデータについても、東京消防庁で集計後、東京都防災センターに送信され、地震計ネットワークシステムに取り込まれている。

文京区は、平成21年3月、計測震度計を更新し、ケーブル配線によりシビックセンター15階防災センターの処理部・震度表示装置と接続するとともに、通信回線(防災行政無線・NTT回線)を介して、東京都防災センターへ震度情報の提供を行っている。また、大地震(震度5弱以上)発生時に、文京区固定系防災行政無線により、「地震発生・警報放送」を自動的に一斉放送する。

9 情報伝達手段の充実及び新たな手段の導入

区民等に対して緊急情報を伝達するために、東日本大震災を契機に導入した緊急速報メール(エリアメール)やツイッター等の情報伝達手段及びJ-ALERT(全国瞬時警報システム)と防災行政無線を連動させることにより、瞬時に重要情報を伝達する仕組みを活用する。

また、災害時において、区ホームページへのアクセス集中に伴い閲覧しにくい状況を解消するため、事業者との協定を締結し、民間のポータルサイトの活用を図る。

さらに、防災関係施設の電話番号、一時滞在施設の情報、平常時の備えや災害時の行動等の情報を掲載した防災アプリを導入し、帰宅困難者の支援体制の構築を図る。

第3 事業計画

1 情報連絡窓口の一本化

- (1) 情報連絡の錯そうを避けるため、区及び防災関係機関に情報連絡の責任者を置き、情報連絡窓口の統一を図る。
- (2) 区における情報連絡窓口は、防災センターとする。

2 災害情報システムの整備と活用

災害情報システムを活用して、被害状況、避難所の開設・運営状況、備蓄物資の状況等、各種情報を一元的に管理する。また、収集した被害状況や避難状況等を区民、防災関係機関に公開し、情報の共有化を図る。

(1) 防災センター

初動期は、防災行政無線FAX、NTT優先電話等により収集した被害情報を災害情報システムに登録し共有する。また、被災現場においてモバイルパソコン、GPS付カ

メラ等を有効活用し、ネットワークしゃ断時に情報を収集する。

また、インターネットの活用可能時は、収集した被害状況、安否確認情報等を区民、防災関係機関に公開し、相互に情報の共有化を図る。

(2) 避難所（区立小・中学校等）

避難所では、避難してきた区民等の名簿(避難者名簿)を作成する。それらの情報を、小・中学校(避難所)に設置してある事務用パソコンにより、安否確認システムへ登録する。その際、安否情報の公開可否を選択してもらい、公開可能なものについてはインターネット上で検索できるようにする。

また、食糧等の各種要請については、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星電話等を利用し、各避難所から区災害対策本部に対して行う。

さらに、ツイッター等を活用して、避難所から情報を発信する仕組みづくりについて検討を進める。

(3) 地域活動センター

地域活動センター班の職員は、区災害対策本部との連絡及び地域の被災状況の把握に努め、災害情報システム、地域系防災行政無線及び衛星電話等を利用して、区災害対策本部へ連絡する。

また、区民等からの問い合わせに対し、避難所の開設状況や帰宅困難者の受入れ場所等の情報提供を行い、地域の情報拠点とする。

3 災害情報システムの更新

本システムは、災害発生時に确实・的確な運用が求められるものである。このため、平常時から、システム障害が発生した場合に迅速な復旧ができるよう、保守体制を整備する必要がある。また、災害対策業務の追加、見直し等が発生した場合、速やかに改修を行う必要がある。更に、情報技術の進展を見据えながら、導入後5年を目途に、再更新について検討する。

4 地震計ネットワーク等の活用

文京スポーツセンターに設置した「ナウキャスト地震情報対応」計測震度計（地震発生前に推定震度、揺れ具合、地震到達時間等を表示する。）を活用し、区内の状況を早期に把握する。

5 東京都災害情報システムの活用

区は、平常時において、東京都より気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報をD I S端末機により情報を得ている。

災害時には、区の被害・措置等に関する情報を入力するとともに、他区の状況等の情報の共有化を図る。

6 通信機器の習熟

(1) 現在確保している複数の情報伝達機器及び情報伝達手段について、運用方法マニュアルを作成する。

(2) 区及び防災関係機関等は、平常時において機器操作に従事する職員に対し、定期的又は必要に応じて情報通信機器の操作訓練を実施するとともに、災害時に的確に運用できるよう機器操作マニュアルを作成する。操作訓練については、いつ起こるか分からない災害に備え、夜間も含めた実施を検討していく。また、操作を行える職員を多数確保するために、災害対策従事職員に対する訓練を強化する。

(2) 区は、災害時における連絡体制や早期復旧協力体制の整備を図るため、情報通信機器

業者やNTT等と協議していくものとする。

- (3) 区は、機器操作に従事する職員に対して、無線技士免許取得を奨励し、免許取得者の増大・確保を図る。

7 防災用ホームページの運用

防災用ホームページにより、防災シミュレーションや避難路検索等を行うことができる。また、災害発生時には被害状況等の公開により、区民、防災関係機関との間で情報の共有化を図る。

8 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の「災害用伝言板」等の普及・啓発を図る。

9 住民への周知

区及び防災関係機関等は、区と防災関係機関との情報連絡体制等について地域住民の理解と協力を得るように訓練等の機会を活用して周知する。

また、地震情報、気象情報、災害情報等を携帯電話に配信する「文の京」安心・防災メールの活用促進を図る。

10 災害時要援護者に対する情報伝達

災害時において適時に情報を収集することが困難な災害時要援護者に対して、「文の京」安心・防災メール等を活用した情報伝達方法の構築を図る。

第3節 消防署の通信連絡体制

第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための連絡体制の充実を図る。

第2 現況

消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、方面本部、消防団及び区役所と情報連絡を行う。

第3 事業計画

1 (署所) 端末装置等の活用

各種端末装置、携帯無線機及び受令機を活用し、迅速な情報収集を実施する。

2 情報収集ネットワークの構築

無線機の活用、情報収集伝達に関する教育訓練を推進し、消防団情報連絡体制の強化を図るとともに、区民防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティア等を含めた情報収集ネットワークを構築する。

第4節 警察署の通信連絡体制

第1 計画方針

区、都本部、その他の防災関係機関との災害連絡情報を迅速かつ円滑に行うための体制の充実を図る。

第2 現況

大震災発生時には、最高警備本部（警視庁本部）、方面警備本部（方面本部）、現場警備本部（警察署）が設置されることになっており、情報収集と伝達体制も無線通信を主体として系統的に行われる。

警察署にあつては、警ら用無線自動車の車載無線機、携帯無線機、無線受令機を主体として、これに有線電話を手段として情報の伝達をする。

第3 事業計画

1 各種無線機の整備

情報収集伝達並びに現場活動に必要な各種無線の整備を図る。

2 有線、無線以外の伝達手段の確保

3 電源の確保

通常を送電が停止した場合に備えて、自家発電を維持し機器の増強を図る。

第3章 防災関係機関等との相互協力（防災関係機関）

第1節 防災関係機関との協力

第1 活動方針

災害時においては、防災関係機関がそれぞれの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求めるなど災害対策に万全を期さなければならない。

このため、被災していない他区、首都圏を震源とする震災被害が及びにくい自治体、公共的な団体、防災関係機関、新たな事業者等との協定を締結し、多様な協力体制の構築を図る。

※公共的な団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、文京区赤十字婦人奉仕団、商工会議所、町会連合会、商店連合会、生活協同組合等をいう。

第2 活動内容

1 防災関係機関等の相互情報交換

(1) 資料の提供及び交換

区、都関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

(2) 協力態勢の確立

防災関係機関等は、平素から法令やこの計画の定めるところに従って協議を行うとともに、災害時において、地域系防災行政無線や災害時優先電話による情報連絡のほか、防災関係機関相互の職員派遣等により情報の共有化に努め、他機関との円滑な協力態勢を確立するものとする。

2 応急措置の要請要領

区長が都知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(1) 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

1) 被災者の他地区への移送要請

- ①被災者の他地区への移送を要請する理由
- ②移送を必要とする被災者の数
- ③希望する移送先
- ④被災者の収容を要する期間
- ⑤その他必要な事項

2) 都各部局への応急措置の実施又は応援の要請

- ①災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）
- ②応援を希望する機関名
- ③応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④応援を必要とする場所、期間
- ⑤応援を必要とする活動内容
- ⑥その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関、他府県等の応援のあっ旋を求める場合

1) 指定地方行政機関又は他府県の応援要請のあっ旋を求める場合

- ①災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める場合はその理由）
- ②応援を希望する機関名
- ③応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④応援を必要とする場所、期間
- ⑤応援を必要とする活動内容
- ⑥その他必要な事項

2) 指定地方行政機関又は他府県等の職員の派遣のあつ旋を求める場合
(災害対策基本法第30条、災害対策基本法施行令第16条、地方自治法第252条の17)

- ①派遣のあつ旋を求める理由
- ②派遣にあつ旋を求める職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

3) 日本放送協会又は民放各社に放送の依頼のあつ旋を求める場合

- ①放送要請の理由
- ②放送事項
- ③希望する放送日時及び送信系統
- ④その他必要な事項

3 特別区間の相互支援協力体制

平成8年2月16日に締結した「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、大規模な地震等の災害に対して、23区が連携して効果的な協力・支援活動を実施していくものとする。

4 他自治体との相互応援協力体制の強化

(1) 茨城県石岡市との災害時における相互応援に関する協定

平成8年8月8日に締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

(2) 新潟県魚沼市との災害時における相互応援に関する協定

平成16年12月14日に魚沼市と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模な地震等の災害時に、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

(3) 岩手県盛岡市との災害時における相互応援に関する協定

平成23年11月10日に盛岡市と締結した『石川啄木ゆかりの地』災害時における相互応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力する。

(4) 島根県津和野町との災害時における相互応援に関する協定

平成24年10月1日に津和野町と締結した「津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に関する協定」に基づき大規模災害が発生した場合において、相互に応援協力する。

(5) 他自治体との新たな協定締結

災害時に備蓄品のみでは十分でない生活用品資器材及び医薬品等の応急物資の提供、応援職員の派遣等発災時に必要となる物資及び人的資源の迅速な確保と提供ができるよう、他自治体との相互応援協力体制の強化を図る。

5 避難所等に関する新たな協定の締結

- (1) 避難所の確保を図るため、区内都立高校（4校）、大学等を避難所として利用する協定締結を促進する。また、区内には私立中学校・高校が多く、施設内に危険物が少ないことから、安全な避難環境を確保できる可能性があるため、私立中学校・高校との協定締結を推進する。さらに、二次避難所対策としてホテル等との協定、医薬品調達に関する卸売販売業者、製薬会社等との協定などを検討する。
- (2) 特別養護老人ホームをはじめとした福祉施設について、避難所で生活することが困難な災害時要援護者が避難することができるよう、運営事業者と協定を締結し、必要な物資・器材等を区が整備の上、福祉避難所として指定する。
- (3) 避難生活が長期化する場合を想定し、災害時要援護者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。
- (4) 災害時に妊産婦や乳児等を持つ保護者が安心して避難生活を送れるように、区内の大学等との協定を締結し、専用の避難スペースの確保に努めるとともに、支援態勢や備蓄物資等について充実を図る。

〈資料編 第52 文京区協定先一覧表 P130〉

6 指定地方公共機関等との協力

災害時において、医師会等他機関の円滑な協力が得られるよう、協定の締結等により協力体制の確立に努めるものとする。

〈資料編 第61 災害時医療救護機関 P227〉

7 防災関係機関相互の協力

防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

平成24年8月に災害時における区内4警察署の応急対策活動を支援するため、警察署が所有する救出救助資器材等が使用不能もしくは不足する場合に備えて、避難所の備蓄倉庫に保守管理されている救出救助資器材等の使用に関する協定を締結した。

8 事業者等との新たな協定の締結

災害時において、事業者等から積極的な協力が得られるように事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

9 派遣職員の待遇及び経費の負担

災害応急対策及び災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて文京区に派遣された職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び文京区職員の給与に関する条例第28条の2の定めるところによる。

第2節 自衛隊への災害派遣要請

第1 活動方針

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときで、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を都知事に要求するものとする。（自衛隊法第83条）

第2 災害派遣要請の手続き等

自衛隊に対する災害派遣手続きは、次のとおりである。

1 要請先

都知事

2 要請手続

災害派遣の対象となる事態が発生し、区が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭等をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼するものとする。

- (1) 災害状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する人員、航空機等の概要
- (4) 派遣を希望する区域、活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

3 緊急の場合の通報

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に対して派遣要請をするいとまが無い場合は、直接部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

【連絡先及び担任部隊】

陸上自衛隊練馬駐屯地 住所 練馬区北町4-1-1

部隊名称 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	課業時間内	課業時間外
第一師団司令部	第3部長又は同部防衛班長	司令部当直長
第一普通科連隊	第3科長又は運用訓練幹部	部隊当直司令

4 災害派遣部隊の受入体制

区は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、本庁舎又はその近隣に指揮所用の場所を確保するなどして、可能な限り必要な設備に配慮するものとする。

5 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難を援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消 火 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車両その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常防災関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

第3節 民間団体等との協力

第1 活動方針

区及び防災関係機関は、公共的な団体、民間団体、区民防災組織及び事業所等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。

第2 活動内容

1 民間団体との協力

区は、災害応急対策の万全を期するため、民間団体との協定を締結し、災害時における協力業務を定めている。

（資料編 第52 文京区協定先一覧表 P130）

2 公共的な団体、区民防災組織及び事業者等との協力

区は、災害時における応急活動を迅速かつ適切に実施できるよう、公共的な団体に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼するとともに、平素から相互の連絡を密にし、

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

第2編 震災対策／第2部 震災応急・復旧対策計画
第3章 防災関係機関等との相互協力

広く防災についての積極的な協力体制の確立に努めるものとする。

また、区民の共助の精神に基づく区民防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図るものとする。

さらに、災害時において事業者等から積極的な協力が得られるように、事業者等との協定締結を推進し、多様な協力体制の構築に努める。

これらの団体の協力事業内容としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区及び防災関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予・警報その他の情報を地域住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火防止及び初期消火に協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) り災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

第4章 災害広報・広聴計画（区・防災関係機関）

第1節 区の広報・広聴

第1 活動方針

地震発生時には、被災者等に対し、災害や生活に関する情報を提供することが重要である。このため、区は、防災関係機関等と緊密な連絡を保ち、適切かつ速やかな情報提供等の広報活動を行う。また、被災者等からのさまざまな相談等に応じることは、無用の混乱を防止し、適切な判断による行動につながることから、広聴・相談活動を行う。

第2 活動内容

1 区の広報活動

区内に災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 広報内容と手段

ア 災害発生直後に行う広報

災害発生直後は、区広報媒体や報道機関を活用し、迅速かつ広範囲に広報を行う。

広報内容	手段
1 被害・避難等の情報 (1) 発生した災害の情報 (2) ライフライン、交通等の情報 (3) 救助活動情報 (4) 二次被害防止情報 (5) 避難に関する情報（自宅に待機してもらうケースを含む） (6) デマ情報への注意	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メール及びエリアメールによる広報 3 ホームページやソーシャルメディアを活用した広報 4 ケーブルテレビを活用したデータ放送（「文の京」安心・防災メール）等による広報
2 生存関連情報 (1) 医療情報 (2) 水、食糧等の物資情報	5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報 6 災害広報紙の避難所への掲示及び避難者への配布
3 帰宅困難者向け情報	7 広報車による広報

イ 生活の復旧時期に行う広報

生活の復旧の程度にはさまざまな段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせて、きめ細かい広報を行う。

広報内容	手段
1 第1段階（復旧当初） (1) 生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活に関する基礎情報（商店及び風呂等） エ 医療情報 オ 教育関連情報 カ 各種相談窓口情報 (2) 区災害対策関連情報	1 防災行政無線による直接広報 2 「文の京」安心・防災メールによる広報 3 ホームページやソーシャルメディアを活用した広報 4 ケーブルテレビを活用したデータ放送（「文の京」安心・防災メール）等による広報 5 新聞やテレビ等の報道機関を活用したパブリシティによる間接広報 6 広報紙の拠点配布

2 第2段階（復旧途上～収束） (1) 避難所や仮設住宅等の被災者向け情報 (2) 通常生活に復旧した区民向けの情報	7 広報車による広報
--	------------

- ※ 上記の広報活動において、必要な情報を受け取ることが困難な一部の区民（障害者や外国人等）には、ホームページの自動翻訳機能の活用や特別の手段（ケーブルテレビ番組における文字情報・手話通訳、都が設置する「外国人災害時情報センター」やその他の関係機関・ボランティア団体との連携等）を講じる。
- ※ 文京区民チャンネルによる災害情報の発信体制を一層充実させるため、東京ケーブルネットワーク株式会社と災害時の報道に関する協定等を締結する。
- ※ 報道機関の対応については、「報道機関対応指針」を参照し、混乱が生じないように配慮する。また、文京区内において大規模な災害が発生した場合は、必要に応じてシビックセンター内に記者会見場を開設する。
 - (2) その他
 - 被災場所や避難所の様子などを写真及び映像に収め、復旧対策や広報活動の資料として活用する。

2 広聴・相談活動

- (1) 地域活動センターを活用し、広聴活動を展開することにより、被害状況や区民ニーズの収集・分析にあたる。
- (2) 災害後の生活や被災者支援等に関する相談窓口を設置し、区民相談に応じるとともに、担当各課等との円滑な連携により問題の解決に努める。
- (3) 文京法曹会と連携し、専門家による生活の再建のための相談業務を実施する。
- (4) 女性からの相談など、多岐にわたる相談に対応するため、専門家による巡回相談等の体制を整備する。

第2節 消防署の広報・広聴

第1 広報内容

- (1) 出火防止、初期消火、救出救護及び災害時要援護者への支援の呼びかけ
- (2) 火災及び水災に関する情報
- (3) 避難勧告又は指示に関する情報
- (4) 救急告示医療機関等の診療情報
- (5) その他区民が必要としている情報

第2 広報手段

- (1) 消防署、消防団及び町会・自治会の掲示板等への掲示
- (2) テレビ、ラジオ等報道機関への提示
- (3) ホームページ等による情報提供
- (4) 消防団員、災害時支援ボランティア、区民防災組織を介しての情報提供
- (5) 消防車両による広報

第3 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。

また、住民等からの電子メールによる問合せに対応する。

第5章 警備・交通規制（警察署）

第1節 警備

第1 活動方針

大震災（震度6弱以上の地震により、多数の人的被害が生じた災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、迅速かつ適正な警備活動を実施し、区民等の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持に万全を期する。

第2 活動内容

1 大震災が発生した場合の警察の任務

- (1) 被害の実態の把握及び各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の捜索及び調査
- (5) 死体の見分及び検視
- (6) 公共の安全と秩序の維持

2 警備態勢

- (1) 警備本部の設置

大震災が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、方面本部、警察署にそれぞれ警備本部を設置して、指揮態勢を確立する。

- (2) 警備要員の措置

警備要員は、東京都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自主参集する。

- 1) 当務員の参集

署外勤務中の警備要員は、原則として、速やかに自所属に参集する。ただし、交番等勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に就く。

- 2) 非番員の参集

原則として、速やかに自所属に参集する。

第2節 交通規制

第1 交通規制の実施等

1 第一次交通規制

大地震が発生した場合は、速やかに次の第一次交通規制を実施するものとする。

- (1) 環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

- (2) 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

- (3) 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- (4) 緊急自動車専用路における通行禁止
指定7路線（区内3路線；首都高速5号線、外堀通り、中山道）に掲げる路線を、緊急自動車及び道路点検車等以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。
- (5) 被害状況等による交通規制の変更
被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、前（1）から（4）までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

2 第二次交通規制

- (1) 被災状況等に応じた交通規制
原則として前1の（1）から（3）まで及び（5）により実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小する。
- (2) 緊急交通路の指定
前1の（4）及び（5）により指定した緊急自動車専用路を緊急交通路（災対法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するため指定する道路の区間をいう。以下同じ。）として指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として「指定31路線」（区内2路線；川越街道、蔵前橋通り）に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

〈資料編 第62 震災時における交通規制 P228〉

第2 被害状況及び道路交通状況の実態把握

緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路における被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した被害状況及び道路交通状況について関係防災機関への情報提供を行い、情報の共有化を図るものとする。

第3 交通規制の方法等

1 主要交差点への要員の配置

警察署長は、緊急自動車専用路及び環状7号線を始めとした主要幹線道路の主要交差点に要員を配置して、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止及び緊急自動車専用路又は緊急交通路における車両の通行禁止の交通規制を実施するとともに、滞留車両の都心部からの流出を促すことにより、都内全域の交通の混乱の解消に当たるものとする。

2 装備資器（機）材の効果的な活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、サインカー、誘導標識等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用し、受傷事故防止及び配備員の負担軽減を図るものとする。

3 警備業者、ボランティア等の活用

警察署長は、交通規制の実施に当たっては、交差点等に配置する要因が不足することを考慮し、警備業者、ボランティア等の活用が図られるよう配慮するものとする。

第4 緊急通行車両の確認事務

1 交通検問所における確認事務

警察署長及び交通機動隊長は、交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行車両の確認事務を行うとともに、警察署及び隊本部においても緊急通行車両の確認事務を行うものとする。

第5 広報活動

1 報道機関への放送要請等

報道機関に対して、次の事項について放送要請及び報道要請を行うものとする。

- (1) 交通規制の実施状況及び交通規制に対する協力の呼び掛け
- (2) 車両利用の抑制
- (3) 車両の運転者及び使用者のとるべき措置

2 運転者に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により広報を行うものとする。

- (1) 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- (2) 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用道路若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- (3) 首都高速道路及び高速自動車国道を通行している車両の運転手は、次の原則を守ること。
 - ① 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通路として空けること。）、エンジンを止める。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - ④ カーラジオ、交通情報版等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- (4) やむを得ず車両を道路上において避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - ② エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ③ 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - ④ 貴重品を車内に残さない。

第6章 輸送計画（区・都財務局・都建設局・国関東地方整備局）

第1節 輸送車両等の確保

第1 活動方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。この計画は、区が災害応急対策活動を実施するに際して必要とする輸送車両等の調達、配車及びヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定について定める。

第2 活動内容

1 車両の調達

(1) 庁有車

区所有の車両については、災対輸送部が統括し、有効活用を図る。

〈資料編 第63 庁有車車種別配置一覧表 P 229〉

(2) 乗用車・貨物自動車

区所有の車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、「災害応急対策用貨物自動車供給協定」に基づき、東京都トラック協会文京支部から車両を調達する。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と「災害時における軽自動車運送の協力に関する協定」を締結しており、車両の確保を図っている。

なお、所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

2 配車

(1) 配車方針

配車に当たっては、災害状況や輸送目的等に基づき緊急度等を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

〔優先順位の考え方〕

- 1) 情報収集・救出救護人員及び救出器具等の輸送、負傷者等救急輸送、医療人員や応急医療用資器材の輸送
- 2) 避難所開設人員の輸送、道路障害物除去作業要員の巡回輸送
- 3) 災害時要援護者の移送、備蓄物資・救援物資の輸送

(2) 配車手続き

各部において車両を必要とするときは、車種、トン数、台数、引き渡し場所、日時を明記の上、災対輸送部に請求する。

(3) 車両の待機

1) 災害の発生の恐れのあるとき、災対輸送部は、東京都トラック協会文京支部との協定に基づき、その状況に応じ、対応可能な範囲内で、東京都トラック協会文京支部所属の会社に待機させることができる。また、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部においても、協定に基づき、その状況に応じ、32台の範囲内で赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部所属の会社等に待機させることができる。

2) 各部において、待機車両を必要とするときは、災対輸送部に請求し、当該部用として待機させ、又は確保することができる。

3) 雇上げ料金

乗用車・貨物自動車の使用料は、平常時の契約料金を準用する。

(4) 人員及び救助物資等の輸送計画

1) 人員輸送

事前に避難勧告等が発せられた場合、災害時要援護者の自主的避難促進のため、都交通局の協力を得て、緊急輸送を行う。

2) 災害時要援護者の搬送

災害時要援護者を福祉避難所等に搬送するために、新たな輸送手段の確保について検討する。

3) 救助物資等の輸送

①食品・生活必需品は、災対輸送部門が輸送する。

②その他応急対策用物資・資器材は、各部の業務に従い、現地まで輸送する。

(5) 緊急物資の輸送

震災により、区内に被害が発生した場合は、区は避難所（区立小・中学校等）へ避難した被災者救援のための緊急物資、救護所への医薬品、あるいは応急復旧に必要な資器材等の輸送手段を確保し、これらの活動が円滑に行われるようにしなければならない。

そのために、区所有のトラックを必要な場所に派遣して物資輸送にあたらせるが、不足する場合は、協定に基づき東京都トラック協会文京支部のトラックにおいて都から支給される物資を物資集積所（文京シビックセンター・文京スポーツセンター・文京総合体育館）等に搬送し、搬送された物資を赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部の赤帽軽自動車搬送計画に基づき、物資集積所から区内避難所（32か所）等に物資搬送を行う。

赤帽軽自動車搬送計画とは、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部と区の間で協議を行い作成したもので、災害時において円滑な緊急物資搬送を目指す計画である。

なお、同計画の中では事前に赤帽組合の軽自動車を避難所及び地区ごとに指定し、指定された避難所への搬送が困難な場合には地区内で相互に補完できるようにした。

【災害時に緊急輸送を必要とする物資】

- ①被災者救援用食料、水、生活必需品
- ②応急医療用医薬品
- ③応急復旧資器材
- ④その他必要な資器材

3 燃料の確保

災害時における緊急車両等の活動、避難所の運営等に必要となる石油類（ガソリン、軽油、灯油等）の更なる確保のため、事業者との新たな協定を締結する。

4 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

- (1) 災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予測されるので、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮し、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地について周辺状況等を勘案の上選定し、防災関係機関との調整を図るものとする。

(2) 区内の災害時臨時離着陸場候補地一覧

(平成24年10月末現在)

施設名	所在地	候補地面積 (㎡)	候補地有効面積 (㎡)	避難場所指定
目白台運動公園	目白台1-20-2	5,000	16,000	○
教育の森公園	大塚3-29	3,200	3,500	○
東京大学農学部グラウンド	弥生1-1	3,200	4,000	○
東京大学サッカーグラウンド	本郷7-3-1	4,000	9,800	○
東京医科歯科大学病院ヘリポート	湯島1-5-45	—	—	×
順天堂大学病院ヘリポート	本郷3-1-3	—	—	×

災害時臨時離着陸場とは災害が発生した時に必要な警戒車両を配置して使用する離着陸場である。

(3) 文京区内のヘリコプター緊急離発着場等設置対象物一覧表 (消防署)

(平成24年11月現在)

施設名	所在地	設置種別
東京ドームホテル	後楽1-3-61	緊急救助スペース
コートレジデントタワー	後楽1-4	緊急救助スペース
住宅金融支援機構ビル	後楽1-4-10	緊急救助スペース
後楽森ビル	後楽1-4-14	緊急救助スペース
住友不動産後楽園ビル	小石川1-4-1	緊急救助スペース
アトラスタワー小石川	小石川1-9-14	緊急救助スペース
エルアージュ小石川	小石川1-17-1	緊急救助スペース
文京シビックセンター	春日1-16-21	緊急離発着場
東洋大学新2・3号事務・研究棟	白山5-28-20	緊急救助スペース
講談社新社屋	音羽2-12-21	緊急救助スペース
日火江戸川橋ビル第1	関口1-45-15	緊急救助スペース
ホテル椿山荘東京	関口2-10-8	緊急救助スペース
東京大学医学部附属病院入院棟A	本郷7-3-1	緊急離発着場
順天堂大学附属順天堂医院1号館	本郷3-1-3	緊急離発着場
日本サッカー協会ビル	本郷3-10-15	緊急救助スペース
東京医科歯科大学医学部附属病院	湯島1-5-45	緊急離発着場
(仮称) NTT湯島ビル(建設中)	湯島3-15-2	緊急救助スペース
ビュータワー本駒込B棟	本駒込2-28-1	緊急救助スペース
文京グリーンコート	本駒込2-28-8	緊急救助スペース

緊急離発着場とは、必要の設備、資器材等が設備されており、常に使用できる離発着場である。その中でも、屋上の表示が日の場合はヘリコプターが、直接着陸できる。Rの場合は、ヘリコプターが、着陸できないのでホバリングにより救助する。

5 避難所のヘリサイン表示

区内のヘリコプター災害時臨時離着陸場及び緊急離発着場に加え、上空から避難所屋上に緊急物資等を投下できるよう、避難所屋上における避難所名の表示施工を進める。

6 水上輸送

ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸と同様に、あらかじめ災害時に河川を利用した緊急物資の輸送や区民の避難等の機能を果たすため、神田川市兵衛河岸（後楽一丁目：水道橋上流左岸）を防災船着場として使用する。

第2節 道路障害物除去

第1 活動方針

災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これら道路の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施する。

第2 活動計画

1 緊急道路障害物除去路線の選定

(1) 都

【選定基準】

- 1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- 2) 緊急輸送道路ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- 3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- 4) 上記1)～3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

〈資料編 第64 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P 230〉

(2) 区

1) 選定基準

都の選定路線に連結した道路で、備蓄倉庫、避難所、給水拠点、救急病院等を結ぶ路線

2) 選定路線

32路線 6.78km

〈資料編 第64 緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線図 P 230〉

2 緊急道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

第3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。

区の緊急道路障害物除去路線については、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、文京舗装協会が道路上の障害物の除去等を実施する。

1 機関別分担路線

(平成25年3月1日現在)

実施主体	路線区分	路線数	延長(km)
区	区道等	32	6.780
都	都道(一部隣接区含む)	25	29.300
国	国道	2	8.170
首都高速道路株式会社	都道(首都高速道路)	1	2.300

2 作業の分担

各実施機関は、緊急道路障害物除去作業に当たっては、連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を決め、作業の効率化を図るものとする。

- (1) 都は、震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集を、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。障害物除去用機材の整備については、平素から資機材を確保するため使用できる建設機械等の把握を行う。
- (2) 区は、緊急道路のうち区が障害物除去作業を担当する区道のほか、区が協力して作業を実施する必要があると認められる道路について被害調査を実施し、迅速な障害物除去作業に努める。

障害物除去作業に必要な資機材は、文京舗装協会保有の建設機械、資機材及び区が備蓄する資機材を使用する。

区は、災害時における緊急道路障害物除去作業について、連絡調整会議を年1回開催し、作業マニュアル、連絡体制、建設機械・資機材等の確認を行う。

- (3) 首都高速道路株式会社は、残置車両や道路上の障害物の状況の調査を行い、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

第7章 震災消防活動態勢（消防署）

第1節 消火活動

第1 活動方針

消防署は、地震等による火災、その他の災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防署の有する全機能をあげて、火災の拡大防止及び災害による被災者の救出救護等にあたる。

第2 活動内容

1 地震発生時の活動態勢

震災時消防活動態勢の確立については、常設している警防本部、方面隊本部、署隊本部がそれぞれ、震災時には機能を十分に発揮し活動する。

2 配備動員態勢

項目	活動態勢
震災配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき 前1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により、警防本部長が必要と認めたとき。
震災非常配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。 東京消防庁及び区市町村の地震ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。 前1の地域に地震が発生し、警防本部長が必要と認めたとき。
非常招集	<ol style="list-style-type: none"> 震災配備態勢が発令されたときは、震災に関する情報収集及び震災活動の準備、活動体制の強化を図るために、所要の人員を確保する。 震災非常配備態勢が発令されたときは、全消防職員ならびに全消防団員が、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参集する。
部隊編成	<ol style="list-style-type: none"> 震災配備態勢発令時には、管轄区域内の情報収集、出火防止等の広報等及び部隊の増強を図る。 震災非常配備態勢発令時には、前1ほか、特殊車隊の編成、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職（団）員をもって部隊の増強を図る。

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

3 消防活動

	内 容
活動の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動態勢が確立した場合は、消火活動と並行して救助、救急活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助、救急活動を主眼に活動する。
部隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 2 延焼シミュレーションシステムを参考に、効率的な部隊運用を図る。
情報収集等	<ol style="list-style-type: none"> 1 署隊本部は、所定の計画に基づき119番情報、参集職（団）員情報など積極的な情報収集を行う。 2 災害情報救急支援システム等を活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
消防団の活動	<p>消防団は、地域に密着した防災関係機関として区民に対して、出火防止、初期消火、救出救護及び応急救護の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消火活動等に当たる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出火防止 発災と同時に付近の区民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行う。 2 情報活動 災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機を活用し、消防活動上必要な情報や被害状況の情報収集・伝達を行う。 3 消防活動 建物等の消火活動あるいは救出救護活動を、消防団独自若しくは消防署隊と協力して行う。 4 消防署隊への応援 消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。 5 救出救護 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。 6 避難場所の防護等 避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを区民に伝達するとともに、防災関係機関との連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第2節 情報の把握・伝達

第1 計画方針

地震に起因した水防に関する警報及び注意報について、東京消防庁、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防出張所に一斉通報し、消防車両による広報及び看板等により住民に周知を図る。

災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等と情報連絡を行う。

1 津波等の情報及び伝達

警防本部からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、直ち

に区民に周知する。

2 水防に関する通報及び伝達

地震に起因した水防に関する情報を収集した場合は、これを関係機関に通報するとともに、区民に周知する。

第3節 被害状況等の調査・収集

第1 被害状況等の調査報告

災害発生後、各消防署、消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを区に通報するとともに、相互に情報交換し情報の共有化を図る。

なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- 1 災害発生状況及び消防活動の状況
- 2 要救護情報及び医療活動情報
- 3 その他災害活動上必要ある事項

第2 被害状況及び消防活動状況の早期収集

災害発生後、各消防署管内の被害状況及び各消防活動の状況等について次の手段により、取りまとめて区に通報するとともに、警視庁等の関係機関との相互の情報交換を図る。

- 1 119番通報に対応し、管内の火災発生状況、建物崩壊状況等の把握
- 2 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握
- 3 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握
- 4 消防職員団員の参集者が収集した被害状況の把握

第3 主な被害状況の把握

- 1 火災発生状況及び消防活動状況
- 2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況
- 3 避難道路及び橋梁の被害状況
- 4 住民の避難状況
- 5 火災の拡大状況
- 6 電気・水道・ガス・通信施設の状況
- 7 その他

第4節 救助・救急活動態勢

第1 活動方針

災害時には、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災及び水害等による多数の救助・救急を要する事態の発生が予想される。このため、防災関係機関との連絡・協力体制を確立し、救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第2 活動内容

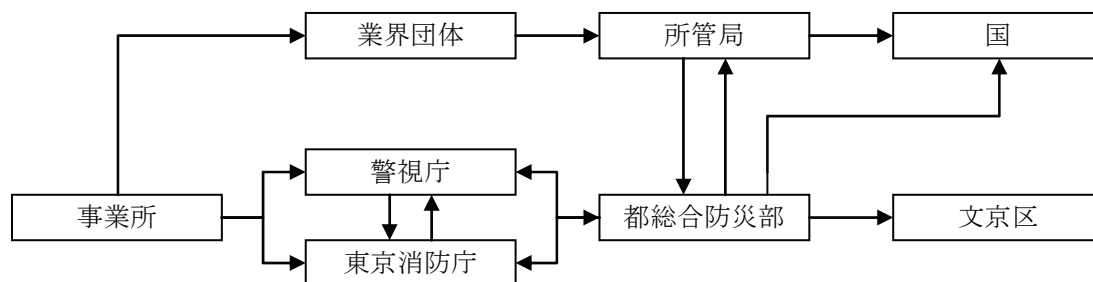
- 1 救助・救急活動はポンプ隊等及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助を行う。

通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を行う。

- 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関、消防団員、災害時支援消防ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。
- 4 被災直後（初動期）の救出救助に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATチームと連携して行う。
 - (1) 東京DMAT連携隊を編成し、東京DMAT連携隊として救命措置等を実施する。
 - (2) 都福祉保健局等とともに、救出救助活動と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。
- 5 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- 6 警視庁、自衛隊、区民防災組織等と連携し、救助・救急の万全を期する。

第5節 危険物施設等の応急措置

<一般的な事故報告等の流れ>



第1 危険物施設の応急措置

- 1 危険物の流出、拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報交換を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

第2 高圧ガス保安施設の応急措置

- 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

第3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

- 1 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。
- 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第1節 消火活動」により対処する。

第4 危険物輸送車両等の応急対策

- 1 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 2 災害応急対策は、「第1節 消火活動」により対処する。

第5 流出油の応急対策

- 1 流出油の処理、火災発生防止のための油処理剤の散布
- 2 初期消火及び延焼防止措置
- 3 警戒及び立入制限
- 4 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達輸送
- 5 関係機関に対する船艇の動員要請
- 6 その他の応急処置

第6 石油等危険物施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

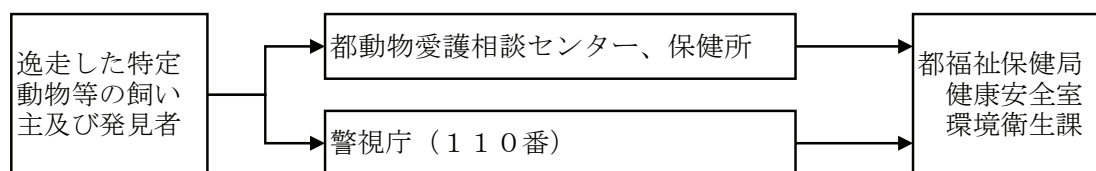
- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び指定公共機関との連携活動

第7 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走の通報があった場合、必要に応じて次の措置を行う。

- 1 区民に対する避難の勧告又は指示
- 2 区民の避難誘導
- 3 避難者の保護
- 4 情報提供
- 5 関係機関との連絡

<危険動物の逸走に関する情報の流れ>



第6節 放射性物質対策

第1 放射線使用施設の応急措置

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は、「第1節 消火活動」により災害応急活動を行う。

- 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

- 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第2 放射性物質対策

区は、区内において放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、関係機関と連携を図りながら初動体制の確立及び情報連絡体制の整備を行い、区民の不安の払拭と安全の確保を図る。

- 1 放射線等使用施設等における事故時には必要に応じ、関係機関と連携を図りながら、避難勧告又は指示、避難誘導、避難所の開設等の措置を行う。
- 2 区内において放射性物質等による影響が懸念される場合には、健康相談に関する窓口の設置、放射線量等の測定など必要な対策を実施するとともに、ホームページ等を活用して公表する。
- 3 放射性物質等による影響が生じた際に、放射性物質による環境汚染に関する国や都の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第8章 避難計画（区・警察署・消防署）

第1節 避難態勢

第1 活動方針

災害時において、被災者の生命、身体等の安全を確保し、人的被害を最小限にするため、区と防災関係機関等が連携し、避難に必要な態勢等の整備を図るものとする。

なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。

1 避難場所

大地震に伴う火災時のふく射熱やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する場所（六義園、東京大学、後楽園一帯、お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯、護国寺一帯、小石川植物園、目白台運動公園付近一帯）をいう。

〈資料編 第54 避難場所及び地区割当 P217〉

〈資料編 第55 避難場所の町会別割当 P218〉

2 避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は、被害の恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する区立の小・中学校等をいう。

〈資料編 第56 避難所に当てる学校施設等一覧表 P222〉

3 福祉避難所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は、被害の恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。

4 妊産婦・乳児救護所

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は、被害の恐れのある者のうち、妊産婦及び乳児を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。

第2 活動内容

1 避難の勧告及び指示

(1) 避難勧告及び指示の基準

地震により同時多発の火災が延焼拡大した場合などにおいて、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

このため、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成し、迅速な判断と区民への情報伝達を行う。

(2) 勧告又は指示の発令

1) 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難の勧告又は指示をする。この場合、区長は直ちに都本部に報告するものとする。

2) 警察署

火災の発生時の危機が切迫し、区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長から要請があった場合は、警察官が住民等に避難の指示を行う。

この場合、ただちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。

3) 消防署

消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民等に避難の勧告又は指示をする。この場合には、直ちにその旨区長に通報するものとする。

2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織（町会、自治会）単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。特に災害時要援護者については、災害時要援護者名簿や日頃の情報に基づいて、伝達・誘導に努める。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

(1) 防災関係機関の分担

1) 区

①区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。

②保育園は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在園する園児等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、園児を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、PHS等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

③児童館・育成室は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在館（室）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、児童館・育成室職員を中心として、在館する児童・生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、PHS等の手段を活用して保護者との連絡に努める。

2) 区教育委員会

学校（園）は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、在校（園）する児童・生徒等を施設内で保護し、保護者等による引き取りがない限り、原則として施設内で保護する。また、学校（園）長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。なお、電話、学校安全システム、ツイッター等の手段を活用して、保護者との連絡に努める。

3) 指定管理者導入施設

指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行った後、利用者等へ避難所等の情報提供を行うとともに利用者の希望があれば、一定時間当該施設内で保護する。

4) 警察署

①災害時要援護者を優先して避難させる。

②避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。

③火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

5) 消防署

- ①災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- ②人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難勧告又は指示及び区へのその内容の通報
- ③被災状況を勘案し、最も安全と思われる方向等を区、関係機関に通報
- ④避難勧告又は指示の伝達

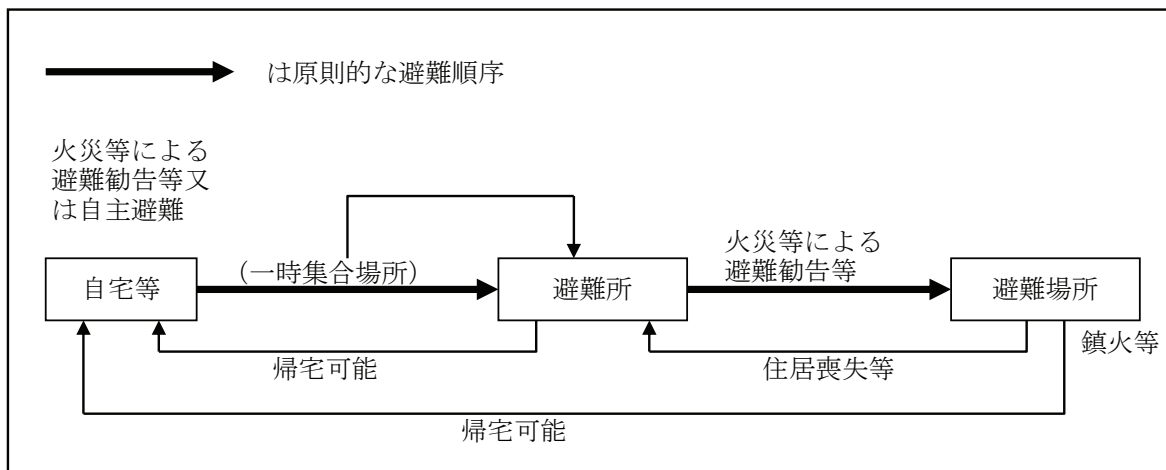
3 避難方式

震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣の人、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小・中学校等へ避難する。

その後、延焼拡大等により当該避難所が危険になったときは、避難場所又は他の避難所へ移動する。

《基本的な避難パターン》



なお、文京区における避難方式は、前記の「基本的な避難パターン」を原則とするが、地域の実情や発災時の状況に応じて、避難場所へ直接避難し、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図るなどの避難の方法も想定しておくものとする。

第2節 避難所の開設・運営等

第1 活動方針

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に收容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療・健康相談などを行う。

避難所は、原則として、区立小・中学校等に設置し、地域住民主体による避難所の運営体制を確立するため、避難所毎に避難所運営協議会を設立し、避難所機能の充実強化を図っている。また、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、区有施設、区内都立高校(4校)、区内大学の活用を図るとともに、大学、ホテル等と協定を締結し、避難所確保に努める。更に、被害状況等必要に応じて、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受け入れ施設を開設する。

第2 活動内容

1 避難所の指定等

- (1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
 - 1) 避難所は、原則として町会又は学区を単位として設置する。
 - 2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公共施設等)を利用する。
 - 3) 避難所の收容基準
3.3㎡当たり 2人
- (2) 避難所毎の町会割当
避難所毎に收容する町会を定め、災害時の混乱を防止する。
- (3) 新たに整備する区有施設の活用
平成27年4月に開設を予定している教育センター等建物に防災備蓄倉庫や災害用トイレ等の避難所機能を整備し、災害時における避難所として活用する。
- (4) 避難所機能の向上
区立小・中学校等避難所の出入り口、トイレなどにおいて、バリアフリー整備を促進し、避難者の施設内における安全を図る。また、避難所となる区立小・中学校のうち、洋式トイレが未設置のトイレについて、洋式トイレを設置し、避難所の機能強化を図る。
- (5) 避難所における通信手段の多様化
災害時に電話がつながりにくい状況でも、メール、インターネット、ツイッター等のSNS等を活用して情報収集や情報発信ができるように、避難所となる小・中学校等に公衆無線LAN(Wi-Fi)設備の設置を進める。
- (6) 避難所の非構造部材の耐震化
避難所となる区立小・中学校の体育館の非構造部材(天井・照明等)の耐震性能の点検・調査を行い、対応が必要な場合には改修を進める。
- (7) 避難所誘導ソーラー灯の設置
災害に伴う停電等に備え、避難所となる区立小・中学校等に避難所誘導ソーラー灯を設置し、停電時や夜間における避難所の視認性を高める。
- (8) 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて指導を行う。

(9) 避難場所等の水利整備

避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

2 避難所の開設

(1) 震度5弱の対応

1) 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。

2) 避難所は、上記1)の決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、被災者の受け入れ体制を整える。避難所は、数日間の範囲内の運営を想定しているため、原則として区による運営とする。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）及び学校教職員それぞれが、独自に先行して被災者を受け入れることができる。

3) 災害対策本部から避難所閉鎖指示が出された時点で区民等が避難している場合は、被災状況等を踏まえ、災害対策本部の指示により、地域活動センター内に一時的避難所を開設し、当該区民等の支援を行う。

(2) 震度5強以上の対応

1) 避難所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部が行う。

2) 避難所は、上記1)の決定があった後、あらかじめ定められた区職員、学校長及び学校教職員は、速やかに避難所を開設し、避難所運営協議会と協働して、被災者の受け入れ体制を整える。

なお、避難所は、被災者の状況等に応じて、区職員、学校長（施設管理者）、学校教職員及び避難所運営協議会それぞれが、独自に先行して被災者を受け入れることができる。

(3) 震度5弱及び5強以上共通

1) 区は発災に備えて、避難所運営協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員に、避難所となる学校の開門方法等を周知しておくものとする。

2) 区及び避難所運営協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受け入れ体制（待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等）を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。

3) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況（日時、場所、避難者数、開設予定期間等）を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）により都へ報告する。

4) 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けるものとする。

5) 避難所運営協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。

6) 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、幼児等の二次的な避難所として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、女性・子どもの二次的な避難所等として、男女平等センターを活用する。

7) 区は、避難所生活の状況に応じて、災害時要援護者に対し、介護など必要なサービス

を提供するため、区有施設や社会福祉施設等を福祉避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を図っていく。

- 8) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資器材の調達等により目白台運動公園等の野外に受け入れ施設を開設する。なお、野外の受け入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- 9) 大規模災害時における避難スペースの不足に備え、大学等と協定を締結し、新たな避難スペースの確保に努める。また、避難生活が長期化する場合を想定し、災害時要援護者向けの避難施設として寺院や旅館等との協定締結を進める。

(4) 避難所運営協議会

文京区避難所運営協議会設置要綱（19文総防第14号平成19年4月2日区長決定）に基づき、避難所毎に設置し、震災時における避難所の円滑な運営を進めるため、避難所を開設・運営するための様々なルール等を平常時に検討するとともに、避難所運営に係る訓練を実施し、地域の連携及び地域防災力の向上を図る。

避難所運営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

1) 地域住民委員

- ①区民防災組織役員
- ②民生委員・児童委員
- ③当該避難所を設置している学校のPTA役員
- ④防災リーダー

2) 学校委員

- ①当該避難所を設置している学校の校長
- ②当該避難所を設置している学校の副校長

3) 区職員

4) 協議会に会長及び副会長を置く。

- ①会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。
- ②会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- ③副会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。
- ④副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者・障害者等を優先して収容する。

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者
- (2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

4 避難所の運営

〈資料編 第60 避難所運営本部組織図 P226〉

区は、避難所運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に避難所運営マニュアルを作成し、管理運営の基準や方法を定めておくものとする。

(1) 震度5弱の対応

- 1) 職員の勤務時間内に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、災害対策本部の管

理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員が運営する。

- 2) 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5弱の地震が発生した場合には、避難所は、臨時災害対策本部編成員及び非常配備態勢により参集した学校長、学校教職員が運営する。
- 3) 避難所は、数日間の運営を想定しているため、原則として区（区職員及び学校長）による運営とする。

(2) 震度5強以上の対応

- 1) 職員の勤務時間内に震度5強以上の地震が発生した場合には、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、学校長及び学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を運営する。
- 2) 夜間休日その他職員の勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、臨時災害対策本部編成員、非常配備体制により参集した学校長、学校教職員は、避難所運営協議会と協働して、避難所を開設する。
- 3) 避難所を開設した後、区職員、学校長及び避難所運営協議会は協働して避難所運営本部を設置する。
- 4) 避難所に多数の避難者が避難し、避難所運営本部だけでは対応が難しい場合、避難者に対して、積極的に避難所運営に参加協力をしてもらえるように要請を行う。

(3) 震度5弱及び震度5強以上共通

- 1) 学校長は、施設管理者として、区及び区教育委員会と協議の上、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所における教職員等の役割分担や初動態勢等についても定めておくものとする。
- 2) 避難所運営本部は、災害時要援護者に対して、民生委員・児童委員とともに、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努めるものとする。
- 3) 避難所運営においては、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難者の生活環境上必要な物品の確保、避難者間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法などを留意する。
- 4) 区は、乳幼児のいる家庭・妊婦・女性等を対象に、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う。
- 5) 区は、避難所における衛生状況を確保するために、住環境の施設点検や室内空気環境測定等により、避難所の住環境改善を図る。また、避難者等の衛生状態の維持及び心身の疲労軽減を図るため、民間事業者との協定を締結するなど、災害時における入浴施設の確保に努める。
- 6) 区は、文京区職員防災行動マニュアルの「避難及び避難所の運営・管理」指針に基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。
- 7) 避難所運営においては、女性の視点に配慮した避難所運営を推進するために、女性専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場の設置等、女性の視点を積極的に避難所運営に取り入れるとともに、女性の声が届きやすい環境づくりを行う。

5 避難所以外の避難者

区長は、被災者が避難所以外の場所（自宅等）で生活する場合、町会やボランティア等と協力し、生活している場所、その状況及び要望等を把握する。特に自動車等の狭いスペースで生活している避難者については、体調等が急変する危険性もあるため、健康管理等への啓発を行う。

6 被災者の他地区への移送

- (1) 区長は、避難所に被災者を受け入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係
機関との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

- (2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。
- (3) 特別区又は都から被災者の受け入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力するものとする。

第3節 避難場所

第1 活動方針

避難場所は、主として、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条第1項に基づき、東京都が指定している。指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としている。

避難場所の運営については、原則として避難場所所在の区が行うが、二以上の区の避難者が利用する避難場所の運営については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、共同の現地本部の設置等により対処するものとする。

第2 活動内容

1 避難場所の地区割当等

- (1) 避難場所の指定の考え方
 - 1) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
 - 2) 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
 - 3) 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、更に周辺市街地からの地震火災時のふく射熱に対して安全性を考慮した避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- (2) 避難場所の地区割当

区内には7か所の避難場所を指定しており、避難場所ごとに避難する町会を割り当てている。ただし、地域の実情や災害の状況に応じて、安全な避難場所に避難するものとする。

〈資料編 第54 避難場所及び地区割当 P217〉

2 避難場所の運営

避難場所の運営については、次のとおりである。

避難場所では、避難者の安全を保持し、人心の安定を図るため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 区長は、警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。
- (2) 食事等の提供については、乳幼児のミルク等緊急に給食の必要があるものを除いて、原則として、避難所において行うものとする。

ただし、避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、避難場所近接の避難

所や備蓄倉庫から食糧等を調達し配付する。又は、避難者を延焼の恐れのない避難所へ誘導し、食糧等の提供を行うものとする。

- (3) 区は仮設トイレ等の確保や組み立て式トイレ等の備蓄により、避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

第4節 福祉避難所

第1 活動方針

福祉避難所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療・健康相談などを行う。

福祉避難所は、特別養護老人ホーム等をはじめとした福祉施設に設置する。

なお、被害の状況によっては避難者数が増加することも予想されるため、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、大学等と協定を締結し、福祉避難所の確保に努める。

第2 活動内容

1 福祉避難所の指定等

- (1) 福祉避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
- 1) 福祉避難所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を利用する。
 - 2) 避難所の収容基準は、2人当たり3.3㎡とする。
- (2) 福祉避難所の情報連絡体制の確立を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星電話を設置する。
- (3) 区は、福祉避難所の運営に必要な物資を備蓄する。

〈資料編 第57 福祉避難所所在地一覧 P224〉

2 福祉避難所の開設

災害時において、原則、災害時要援護者は、避難所において支援等を行うが、避難所生活を続けることが困難となった災害時要援護者について、災害対策本部が避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、福祉避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

3 収容対象者

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその保護者。
- (2) 旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、避難所で生活することが著しく困難な高齢者・障害者等とその保護者。

4 福祉避難所の運営

- (1) 福祉避難所は、災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者が運営する。
- (2) 運営は、福祉避難所の避難者の保護者やボランティアの協力を得ながら行う。
- (3) その他運営に関しては別途福祉避難所運営マニュアルを定める。

5 被災者の他地区への移送

- (1) 区長は、避難所に被災者を受け入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。
また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。
- (2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては、引率者を添乗させることを原則とする。
- (3) 特別区又は都から被災者の受け入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力するものとする。

第5節 妊産婦・乳児救護所

第1 活動方針

妊産婦・乳児救護所は、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者のうち、妊婦、乳児（0歳児）及びその母親等を一時的に受け入れ、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、支援情報等の提供、医療、健康相談などを行う。

妊産婦・乳児救護所は、原則として、跡見学園女子大学、貞静学園短期大学、東洋学園大学、日本女子大学に設置する。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

第2 活動内容

1 妊産婦・乳児救護所の指定等

- (1) 妊産婦・乳児救護所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
- 1) 妊産婦・乳児救護所は、原則、耐震・耐火・鉄筋構造を備え、バリアフリー化された建物等を利用する。
 - 2) 救護所の収容基準は、2人当たり3.3㎡以上とする。区画については、事前に確定及び明示をする。
- (2) 妊産婦・乳児救護所の情報連絡体制の確立を図るため、地域系防災行政無線、戸別受信機、衛星電話を設置する。
- (3) 区は、妊産婦・乳児救護所の運営に必要な物資を備蓄する。
- (4) 妊産婦・乳児救護所は、次の箇所に設置する。
- 1) 跡見学園女子大学
 - 2) 貞静学園短期大学
 - 3) 東洋学園大学
 - 4) 日本女子大学

〈資料編 第58 妊産婦・乳児救護所所在地一覧 P224〉

2 妊産婦・乳児救護所の開設

妊産婦・乳児救護所の開設の決定は、文京区内に震度5弱以上の地震が発生したとき、災害対策本部の決定に基づき行うものとする。

3 収容対象者

下記（１）、（２）を原則とする。

- （１）住家が全壊（焼）、半壊（焼）等（破壊消防による全、半壊等を含む）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者のうち、妊婦、乳児（０才児）及びその母親。
- （２）旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者のうち、妊婦、乳児（０才児）及びその母親。

4 妊産婦・乳児救護所の運営

（１）運営者及び協力者

災害対策本部の管理及び責任の下、区職員、施設管理者、助産師及び主任児童委員等が運営する。また避難者、ボランティア及び最寄りの町会等の協力を得ながら行う。

（２）情報機器の設置等

自治体の災害対策本部からの情報を提供・受信できるための戸別受信機その他の通信機器を設置する。なお、平時に妊産婦あてに送っているメールマガジンを活用して、災害時には可能な限り災害情報や妊産婦・乳児救護所に係る情報提供を行う。

（３）助産師の役割等

- １）妊産婦・乳児救護所等の巡回又は管理もしくは運営
- ２）妊産婦等に対する心身のケア
- ３）助産院又は後方医療施設等への転送の要否及び転送順位の決定
- ４）助産院又は後方医療施設等への転送が困難な妊産婦等に対する措置

（４）備蓄物資

お産セットその他妊産婦・乳児に特に必要な物資（例えばアレルギー対応ミルク等）・資材等の備蓄を行う。

（５）その他運営

- １）その他運営に関しては別途妊産婦・乳児救護所運営マニュアルを定める。
- ２）上記救護所を円滑に設営及び運営するため、協定締結団体連絡協議会を開催するとともに連携による訓練を行う。

5 後方支援体制

（１）助産院

東京都助産師会館（八千代助産院）に受入要請を行う。

（２）医師会

文京区医師会及び小石川医師会に対し、妊産婦・乳児救護所への医師派遣・巡回を依頼する。

（３）大学病院

順天堂大学附属病院に受け入れ要請を行うとともに必要に応じて救護所への医師派遣の要請を行う。

6 その他支援団体との協定

母乳支援団体等との協定等支援団体との協定を進める。

7 被災者の他地区への移送

- （１）区長は、避難所に被災者を受け入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。

また、特別区間で対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事（福祉保健局）に移送を要請する。

- (2) 各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。
- (3) 特別区又は都から被災者の受け入れを要請された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力するものとする。

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
・交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

第9章 救援及び救護に関する計画（防災関係機関）

第1節 給水（区・都水道局・都都市整備局）

第1 活動方針

災害時の応急給水は、給水所、応急給水槽などの給水拠点で行うこととするが、発災後数日の緊急、混乱時の給水状況については、道路障害物除去作業の進捗状況等の関係で水の運搬が困難な場合が想定されるため、避難所となる学校にある水を可能な限り使用する。

また、避難所においては水の制限利用やろ過機の使用による水の確保に努める。

第2 活動内容

1 情報の収集

区及び水道局等の防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う給水施設等の被害、断水地域等の把握に努める。

2 都区の役割分担

給水は、都区の役割分担に基づき、次のとおり行う。

- (1) 本郷給水所における給水については、都が、応急給水に必要な資機材等を設置し、区が区民等への応急給水を行う。
- (2) 教育の森公園内応急給水槽及び滝野川公園内の応急給水槽における給水については、「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」に基づき、都が給水施設の維持管理を行い、区が応急給水に必要な資器材の設営及び被災者への応急給水活動を行う。
- (3) 都は、復旧に長時間を要すると予想される断水地域、多量の水を必要とする大規模な医療機関等及び仮設住宅等に対して、状況に応じて都が応急仮配管を行い、仮設給水栓を設置し、都と区が協力して応急給水を行う。
- (4) 都は、後方医療体制に含まれる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。
- (5) 都は、消火栓等からの応急給水について、仮設給水器材の整備を図るほか区・区民防災組織等と実施手法について協議し、多様な応急給水への取り組みを行う。
- (6) 都は、区民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉えて、大規模な新規の民間建築物に対して防災備蓄倉庫の整備を促進する。
- (7) 区設貯水槽等からの給水は、区が行う。また、区は、区施設の水の確保策について検討を行うものとする。

3 給水基準

被災初期の段階で目標とする応急給水量は、1人1日当たり3ℓとするが、給水状況、復旧状況、住民の負担等を勘案しながら、段階的に増やしていくものとする。

4 給水方法

- (1) 給水は、給水対象地域、給水場所、給水予定量、給水資器材、給水従事人員、住民に対する広報等を具体的に定めて実施する。
- (2) 給水を実施するに際しては、必要な情報の収集に努め、運搬先等の優先順位を判断する。

- (3) 給水場所は原則として、区内の給水拠点である本郷給水所、教育の森公園内応急給水槽、避難所となる学校とする。また、被災状況等により区内の給水拠点での給水が困難な場合は、新宿区立鶴巻南公園（応急給水槽）、東京都立上野恩賜公園（応急給水槽）等の給水拠点を活用する。
- (4) 被災状況等により、きめ細かな給水場所の配置が必要な場合は、応援体制等給水体制の整備状況を勘案して、公園や公共施設等を給水場所とすることを検討する。
- (5) 給水態勢は、本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽での給水活動及び車両による給水班のほか交替要員を含めて、給水活動の拡充を図る。また、各避難所に飲料水を給水するために、各避難所等に備蓄している車載用給水槽等の活用を検証し給水方法の整備を行う。
- (6) 本郷給水所及び教育の森公園内応急給水槽、滝野川公園内応急給水槽などから避難所となる学校等への道路障害物除去が確保される必要がある。道路障害物除去及び組織体制の確立がなされるまでの間、又は給水対象、給水予定量等が増加した場合は適宜班編成を調整する。
- (7) 避難所周辺の水道が断水していない場合は、スタンドパイプ、給水栓などの仮設給水資器材を路上の消火栓等に接続し、避難所又は避難所周辺で応急給水を実施する。
- (8) 給水に当たっては、他区や他都市の応援職員、区民防災組織、ボランティア等の協力を得ていく。
- (9) 区設貯水槽及び防災協定井戸、公立学校に設置されている井戸などには、飲料に適さない水質のものがあるので、原則として生活用水とする。ただし、適切な水質管理を行っている施設、煮沸やろ過により飲料水として使用可能なものはその旨表示する。
- (10) 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、受水槽の水、ろ過機によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

第2節 食品の給与（区・都福祉保健局）

第1 活動方針

災害の発生によって、食品流通機構は一時的に麻痺状態をきたすことが予想されるので、日常の食糧を欠くに至った被災者に対して、速やかに食糧の配付ができるよう、平時から、災害用食糧を備蓄するほか、緊急に食糧を調達し得る措置を講じておき、食糧の確保に万全を期するよう計画する。

また、食品給与における都区の役割分担は、下記第2の2のとおりとする。

第2 活動内容

1 情報の収集

区及び防災関係機関は相互に協力して、地震災害に伴う建物の倒壊や火災の被害状況、避難場所に避難した人数、避難所に収容した人数等の把握に努める。

2 都区の役割分担

- (1) 区は、東京都と連携して発災後3日分の食糧の確保に努める。
- (2) 道路障害物除去が本格化する4日目以降は原則として米飯による炊き出しを実施する。なお、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請する。

(3) 区と都は、被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等をおおむね7日分を確保する。

3 調達方法

- (1) 区は、災害時において区が実施する被災者に対する食品の給与のための調達（備蓄を含む）体制を整備しておくものとする。
- (2) 調達が必要な食品・資器材については、あらかじめ作成したリストに基づき、必要量を調達する。
- (3) 調達について、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の数量や調達先その他必要な措置を講じておくものとする。
- (4) 区は、災害救助法適用後、炊き出し等の食品の給与の必要が生じたとき、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被害の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、区が現地調達する。
- (5) 4日目以降の食品の給与が間に合わない場合は、区が事業者や他自治体等と締結している協定内容に基づき食品等の調達に努める。
- (6) 区は、避難所生活が長期化すると、避難所での配布食料では食物アレルギーのある乳幼児等健康への重大な影響が発生するため、食物アレルギー対応食品の備蓄又は確保に努める。

4 食品給与の配布基準

- (1) かゆは、乳幼児、高齢者、病弱者用とする。
- (2) クラッカーは、1人1食6枚を目安とする。
- (3) 乳児粉ミルクは、乳児1人1日150gとする。
- (4) 水のペットボトルは、乳児粉ミルク用、かゆ用とする。

5 食品配布方法

- (1) 食品の給与は、区が実施する。
- (2) 食品の配布は、原則として、避難所において実施する。
- (3) 食品を必要とする避難所以外の場所（自宅等）で生活している被災者等についても、指定避難所において配布する。
- (4) 避難所における食料の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、災害時要援護者等を優先し、避難所運営本部が公平かつ円滑に実施する。
- (5) 炊き出しについては、文京区赤十字婦人奉仕団、区民防災組織、ボランティア、避難者の協力を求め実施する。
- (6) 区において、被災者に対する炊き出しその他、食品等の配布が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援要請する。
- (7) 災害時において、栄養に配慮した食品を可能な限り提供できるよう支援するため、「災害時における栄養・食生活支援活動マニュアル」（平成24年3月特別区栄養指導業務連絡会作成）を活用する。

6 災害時における食品の集積地

文京区は、災害地における食品給与の円滑を期するため、次の施設を食品集積地に指定する。

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 文京シビックセンター | 文京区春日 1-16-21 |
| (2) 文京スポーツセンター | 文京区大塚 3-29-2 |
| (3) 文京総合体育館 | 文京区本郷 7-1-2 |

第1章 応急
対策の活動態勢

第2章 情報
連絡体制の整備

第3章 防災関係機
関等との相互協力

第4章 災害
広報・広聴計画

第5章 警備
交通規制

第6章 輸送計画

第7章 震災
消防活動態勢

第8章 避難計画

第9章 救援及び
救護に関する計画

第10章 応急生活
確保に関する計画

7 食品の輸送

食品の輸送に関しては、「第6章 輸送」に基づき実施する。

第3節 生活必需品等の給与（区・都福祉保健局）

第1 活動方針

備蓄倉庫及び避難所となる区立小・中学校等に物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、東京都と連携して、発災後3日分の物資を備蓄し、区民に対して供給する。

第2 活動内容

1 調達品目

- (1) 肌着（備蓄）
- (2) 毛布（備蓄）
- (3) 手拭い（備蓄）
- (4) ゴザ又はマット（備蓄）

その他、必要に応じて、日用品、食器、光熱材料等を供給する。

2 調達方法

- (1) 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給（貸）与のため、調達（備蓄を含む。）計画を策定する。
- (2) 調達計画は被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。
- (3) 災害救助法適用後生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

3 生活必需品の配布基準

被災世帯に対する生活必需品の配布は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるためのものである。

生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、事情によりこの基準によりがたい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様、別途、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得て定めるものとする。

4 生活必需品の配布

配布計画は、次の事項を考慮し、事前に定めておくものとする。

- (1) 配布対象者
- (2) 配布方法
- (3) 配布に際しての民間協力
- (4) 配布場所
- (5) 関係書類（給与簿・交付申請書・交付通知書・受領書）

5 災害時における生活必需品の集積地

食品給与の集積地と同じく、次の施設を集積地に指定する。

- (1) 文京シビックセンター 文京区春日 1-16-21
- (2) 文京スポーツセンター 文京区大塚 3-29-2
- (3) 文京総合体育館 文京区本郷 7-1-2

6 生活必需品の輸送

生活必需品の輸送に関しては、「第6章 輸送」に基づき実施する。

第4節 救助・救急活動（消防署・警察署）

第1 活動方針

地震等の災害により多数の傷病者が発生した場合、消防署、警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、区・災対医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、救助・救急活動の万全を図るものとする。

第2 活動内容

項目	対応措置
救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救急処置を要する重症者を最優先とする。 2 出場の原則 救助・救急を伴う場合は、つとめて救急隊と他隊が連携して出場し、救助の伴わない場合は救急隊のみ出動するものとする。 3 現場と都、区、医療機関、警察その他関係者との連絡を図り傷病者の効率的な救護等にあたる。
救急処置	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。 2 救護所、仮設病院等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の基に行う。
多数傷病者発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置する。 救助隊と医療救護班とが密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区民防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど連携し効率的な活動を行うものとする。

第3 区民の自主救出・救助活動能力の向上

1 救出活動技術の普及・啓発

震災時には、多数の建物の倒壊が予想され、地域住民による救出活動も必要となる。このため、区民防災組織の救出・救護班及び一般区民に対する救出活動に関する知識や技術の普及啓発活動を積極的に推進する。

2 応急救護知識及び技術の向上

震災時における多数の傷病者に対応するためには、区民自らが適切な応急救護処置を行える能力を身につける必要がある。このため、区民に対し応急救護知識及び技術を防災訓練等で普及することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

3 情報連絡体制の充実強化

救助・救急体制の強化を図るためには、警察・消防との連携体制の強化が必要であるため、情報連絡体制の強化を図る。

第5節 医療及び助産（区・都福祉保健局・医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道接骨師会）

第1 活動方針

震災時において医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、迅速適切な医療、助産救護を行い、併せて保健衛生対策の事務処理方を強化し、被災救護の万全を図るものとする。

第2 活動内容

1 被害情報等の収集・伝達

区は、区内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班との連絡体制を確立し、災害時には小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び東京都柔道接骨師会文京支部（以下、「柔道接骨師会」という。）の協力を得て、人的被害及び医療機関（病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示医療機関を除く）、診療所、歯科診療所及び医院の他、保険薬局等）の被害状況等について把握し、広報車やCATV、防災行政無線、掲示板等を活用して区民に周知する。同時に被害状況に応じて都福祉保健局に報告する。

2 区災害医療コーディネーターの設置

区の医療救護活動を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターが、区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

また、平常時より、東京都地域災害医療コーディネーターとの連携を図り、災害時の連絡体制の構築に努める。

3 医療救護所等の設置

医療救護所は、原則として避難所となる区立小・中学校等に設置し、保健室等を活用する。災害現場や避難場所などにおける救護所については、被災状況や避難状況に応じて設置する。

また、発災直後においては、被災者が災害拠点病院等に集中することが想定されるため、医師会等と連携し必要に応じて、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置する。

4 医療救護班等の編成

区は、「災害時の医療救護活動についての協定」（医師会）「災害時の歯科医療救護活動についての協定」（歯科医師会）、「災害時の救護活動についての協定」（薬剤師会）、「災害時の柔道接骨師会の協力に関する協定」（柔道接骨師会）に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会の協力を得て医療救護班等を編成し、避難所等に設置する医療救護所に派遣する。

また、区において医療救護活動が困難な場合には、都福祉保健局に対し医療救護の派遣の要請を行い、後方支援態勢の確立を依頼する。更に、区は、他自治体からの医療応援者の受け入れ・調整は災対医療救護部が行うとともに、医療ボランティアの受け入れ・調整については、災対医療救護部がボランティア担当部門と協力し実施する。

5 医療救護活動の体制

- (1) 災害時における医療救護活動については、区と関係機関の連携体制を明確にし、発災時に迅速かつ適切な対応を行うため「災害時における医療救護活動マニュアル」を作成する。当該マニュアルでは、区と関係機関との情報連絡体制や避難所に設置される医療

救護所の運営、活動内容等について具体的に定める。

- (2) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

なお、災害の状況から多数傷病者が発生し、消防署が緊急に医療救護班を災害現場等に派遣する必要があると思慮した場合には、直接小石川・文京区医師会及び柔道接骨師会に連絡し、出動を要請することができる。ただし、この場合には直ちに消防署から区へ連絡するものとする。

- (3) 区より要請を受けた小石川・文京区医師会は、医療救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。ただし、救護班を出動させるいとまがないなど、やむを得ない事情があるときは、診療所等において医療救護活動を実施することができるものとする。

- (4) 災害により医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」に基づき、柔道接骨師会に速やかに連絡し出動を要請する。区より要請を受けた柔道接骨師会は応急救護班を編成し、医療救護所等において、医療救護班の指示の下、救護活動を実施する。

- (5) 災害により歯科医療救護の必要があると認めるときは、区は「災害時の歯科医療活動についての協定」に基づき小石川・文京区歯科医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた小石川・文京区歯科医師会は、歯科医療救護班を編成し医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施する。

- (6) 医療救護所等における調剤、服薬指導及び医療品管理等の医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、区は「災害時における救護活動についての協定」に基づき、文京区薬剤師会に速やかに連絡し、出動を要請する。

区より要請を受けた文京区薬剤師会は、薬剤師班を編成し、医療救護所等において、救護活動を実施する。

- (7) 医療ボランティアは、医療救護所等において、被災者に対する医療救護活動を行う。災対医療救護部は、避難所の状況を把握し、医療救護所等に対して、適切に医療ボランティアを配置する。

〈資料編 第61 災害時医療救護機関 P227〉

6 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班
- 1) 傷病者に対する応急措置
 - 2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
 - 3) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
 - 4) 助産救護
 - 5) 死亡の確認
 - 6) 以上の他、状況に応じた遺体の検案に関する協力
- (2) 歯科医療救護班
- 1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
 - 2) 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定
 - 3) 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科医療、衛生指導
 - 4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(3) 薬剤師班

- 1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- 2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- 3) 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- 4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

(4) 柔道接骨師応急救護班

- 1) 医療救護班の指示による医療救護所における傷病者に対する応急救護

7 避難所等における医療救護の活動

発災直後から超急性期（発災から72時間）においては、主に外傷の対応とし、急性期（72時間～1週間）以降においては、主に内科系、慢性疾患、精神科等の対応とする。

8 助産救護活動

- (1) 災害時における助産救護活動は、原則として、妊産婦・乳児救護所において対応するが、必要があると認めるときは、区は小石川・文京区医師会に速やかに連絡し、出動を要請する。
- (2) 両医師会は、区より助産救護の要請を受けたときは、医療救護班を編成派遣し、医療救護部と連絡をとり、助産救護を実施する。
- (3) 助産救護の内容は、次のとおりとする。
 - 1) 分娩の介助
 - 2) 分娩前後の処置
 - 3) 衛生材料の支給

9 医療資器材等の備蓄及び調達

- (1) 医療資器材等の備蓄は、医療救護の活動に対応したものとする。
- (2) 文京区薬剤師会及び商工組合日本医療機器協会との協定に基づき、連携・協力体制を整備する。
- (3) 医療救護活動及び助産救護活動においては、現有資器材等を優先的に使用するものとし、不足が生じる場合は、状況に応じて、都又は商工組合日本医療機器協会等に供給を要請する。
- (4) 医療・助産救護活動に際して、血液が必要な場合、区は都福祉保健局に要請する。都は日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団との密接な連絡の下に供給を実施する。

〈資料編 第45 災害用医療資器材の保有状況 P121〉

10 医薬品の備蓄及び調達

- (1) 文京区薬剤師会等と災害時の協力協定を締結し、関係機関との連携・協力体制を整備する。さらに、必要な品目のリスト化を図るとともに、卸売販売業者との協定締結を進める。
- (2) 小石川・文京区医師会、小石川・文京区歯科医師会、文京区薬剤師会及び柔道接骨師会と連携して医療救護所や避難所等で緊急時に使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- (3) 発災後は、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点として医薬品ストックセンターを設置し、災対医療救護部は文京区薬剤師会と連携して医療救護所等へ医薬品等の供給活動を行う。医療救護所、避難所等で必要になる医薬品等は医薬品ストックセンターに要請し、医薬品ストックセンターがとりまとめて卸売販売業者へ発注する。卸売販

売業者は医療救護所へ直接納品し、薬剤師が服薬指導したうえで避難所の住民（患者）に対し、配布する。

なお、医薬品ストックセンター長は文京区薬剤師会から選任する。

- (4) 医療救護所や避難所等において、発災直後は区が備蓄する医薬品等を使用する。不足する場合は、文京区薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、卸売販売業者へ発注または都の備蓄を供出するよう協力を要請する。また、被害が極めて甚大で区の行政機能が喪失され、自ら医薬品等を調達できない事態が生じた場合は、都に支援を要請し、都が区に代わって調達を行い、医薬品等を供給する。

11 医療スタッフの搬送

区は、派遣する医療救護班等の医療スタッフについて医師会等と協議し、搬送体制を確立するよう努めるものとする。

12 傷病者の搬送

- (1) 救護所等の責任者は、医療及び助産の介助を行った者のうち病院又は診療所、医院に収容する必要があると認めるときは、次により処置する。
- 1) 東京消防庁救急隊（119番）に搬送を要請する。
 - 2) 医療救護班が使用している自動車により搬送する。
 - 3) 救護所等の責任者は、搬送及び収容に万全を期し難いと認めたととき、区に配車を要請する。
- (2) 区は、上記（1）の3）により配車の要請を受けたときは、輸送部の中から緊急輸送班を編成し、派遣するものとする。
- (3) 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都福祉保健局及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

第6節 保健（区・都福祉保健局）

第1 活動方針

避難所や被災した家屋等での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。このため、保健師等による保健活動、メンタルヘルスケア等を実施する。

第2 活動内容

1 保健活動

- (1) 保健活動班の編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

また、区だけでは保健活動が困難な場合には、都災害対策本部（福祉保健局）を通じて他自治体に保健師等の派遣を要請する。他自治体からの応援者の受け入れ・調整は、区の災対医療救護部が行う。

- (2) 保健活動班の活動内容

- 1) 被災住民の健康管理

- 2) 避難所における健康相談
- 3) 地域における巡回健康相談
- 4) その他必要な保健活動

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そのため、被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制の整備を図り、被災の状況に即して活動する。

このため、区は必要に応じて電話や来所による相談窓口を設置する。

3 医療依存度の高い者への対応

在宅療養難病患者等については、できる限り在宅療養が継続できるよう救護体制の支援に努める。

また、在宅人工呼吸器使用者には、災害時に備え、具体的な支援方法を盛り込んだ個別支援計画の作成を進め、発災時には、患者及び家族に対して必要な情報を提供していく。

人工透析患者については、区は都を通じて日本透析医会災害時情報ネットワークへ情報提供を行い、発災時に、患者から区への問い合わせがあった場合は、受診可能な医療機関を把握している同ネットワーク連絡先を紹介する。

在宅療養の継続や避難等に際し、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第7節 防疫（区・都福祉保健局）

第1 活動方針

被災地における感染症の発生及び蔓延を防止するため、被災住民への衛生指導、家屋内外の消毒及び感染症の媒体となるねずみ、昆虫の駆除を行い、あわせて災害時における飲食物や調理器具等に起因する危害発生の阻止に努め、衛生確保を図るものとする。

第2 活動内容

1 防疫活動

(1) 防疫班の編成

区は、避難所設置の通報を受けたとき、若しくは災害の状況により防疫活動が必要と認められた場合は、防疫班を編成する。

また、防疫活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

(2) 防疫班の業務

区の防疫班は、次の業務を実施する。

- 1) 健康調査及び健康相談
- 2) 感染症予防のための広報及び健康指導
- 3) 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- 4) 感染症患者発生時の消毒の実施及び指導
- 5) 消毒薬の配布及び消毒の適正実施の確認

(3) 防疫班の活動

- 1) 防疫班は、医療救護班、保健活動班、食品衛生指導班及び環境衛生指導班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査及び健康相談を行い、患者の早期発見に努め、被

災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

2) 感染症予防のための広報及び感染症対策

避難所内の被災住民及びその他一般被災住民に対し、手洗いの励行や、台所、便所等の衛生管理並びに消毒等の感染症発生予防のための広報及び健康指導を行う。

3) 感染症発生時の対応

避難所等において感染症の発生が確認された際には、消毒の適正実施指導を行うほか、感染症の流行状況を踏まえた予防接種を行う。また、必要に応じて保健所や都、その他防災関係機関と密接に連携し、感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

2 衛生活動

(1) 食品衛生指導班の編成

区は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。

また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分でないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

(2) 食品衛生指導班の活動

区の食品衛生指導班は、都と連携して次の活動を行う。

1) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

2) 食品集積所の衛生確保

3) 避難所の食品衛生指導

①避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立

②食品の衛生確保、日付管理等の徹底

③手洗いの励行

④調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底

⑤残飯、廃棄物等の適正処理の徹底

⑥情報提供

⑦殺菌、消毒剤の調整

⑧乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

4) 仮設店舗等の衛生指導

5) その他食品に起因する危害発生の防止

6) 食中毒発生時の対応

(3) 環境衛生指導班の編成

区は、必要に応じて環境衛生指導班を編成し、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面の助言・指導等を行い、環境衛生の維持・向上に努める。

また、衛生活動の実施に当たって、区の対応能力では十分ではないとする場合は、都（福祉保健局）に協力を要請する。

(4) 環境衛生指導班の活動

区の環境衛生指導班は、次の活動を行う。

1) 飲料水の衛生確保

2) 仮設トイレ、飲料水タンクなどの配置計画指導

3) 避難所内の空気環境の調査・指導

4) 避難所内の過密状況や衛生状態を調査・指導

5) 寝具の乾燥、清掃等の指導

6) 地下水・雨水等生活用水の衛生確保

- 7) 仮設浴場・仮設シャワー等の衛生確保
- 8) その他、避難所及び仮設住宅等の環境衛生面に関すること。

3 防疫・衛生活動に必要な資材の整備等

- (1) 防疫活動に必要な資器材は、区（保健衛生部）の現有する資材、薬品等を優先的に使用するものとする。
- (2) 区の保有する薬品等が不足したときは、災対医療救護部において都との役割分担を明確にした上で補給する。

4 衛生確保の支援

区は、保健所等が収集する情報により、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、必要に応じ、避難者に対して情報の提供と衛生確保の支援を実施する。

第8節 動物愛護（区・都福祉保健局）

第1 活動方針

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都や防災関係機関・関係団体と連携し、協力体制を整備する。

第2 活動内容

1 被災地域における動物の保護

区は、都や文京獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷した動物に対する応急処置、動物の死亡の確認、放し飼い状態の動物等の保護を行う。また、文京獣医師会と協定に基づいて、発災時の動物救護活動について協力体制を整備する。

2 避難所における動物の適正な飼養

区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組みを行い、適正飼養を指導する。

- (1) 避難所におけるペット受け入れ等についてのルール策定（飼養場所等の確保等）及びその啓発、適正飼養の指導
- (2) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、都・関係団体への情報提供、獣医師の派遣等
- (3) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (4) 他区市への連絡調整及び要請

第10章 応急生活確保に関する計画（区・都・消防署）

第1節 建物の応急危険度判定

第1 活動方針

大規模な地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、できるだけ早く調査体制を確立するとともに、短期間で被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否について判定する。

第2 活動計画

1 応急危険度判定体制の整備

大規模な地震による被災建築物の安全性を確認するためには、被災地の行政職員のみで対応することは不可能であり、他の自治体や民間建築士等の専門家の協力を得ながら確認作業を行うための応急危険度判定実施本部を設置する。なお、都は、平成7年度から、建築士等を対象に応急危険度判定を行う防災ボランティアの養成及び登録制度を設けている。

〈資料編 第20 応急危険度判定実施本部組織図 P64〉

2 応急危険度判定員の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実など応急危険度判定が円滑に実施できるよう判定員の確保を図る。

3 応急危険度判定の対象建築物と判定実施主体

区は、都、他自治体及び防災ボランティア等と協力して、区災害対策本部が災害の状況に応じて決定した要判定地区内の被害を受けた建築物の応急危険度判定を実施する。

	判定対象建築物	判定実施主体
①	防災上特に重要な建築物 (消防署、警察署、病院、学校等) 〔東京都震災対策条例第17条 重要建築物〕	都区市町村の責任で実施
②	公共の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施
③	民間の共同住宅 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
④	民間の戸建て住宅 〔東京都震災対策条例第15条 一般建築物〕	民間の判定員の協力を得て、区が実施
⑤	民間の事業所 〔東京都震災対策条例第16条 特殊建築物等〕	所有者・管理者の責任で実施

4 応急危険度判定の実施期間

地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

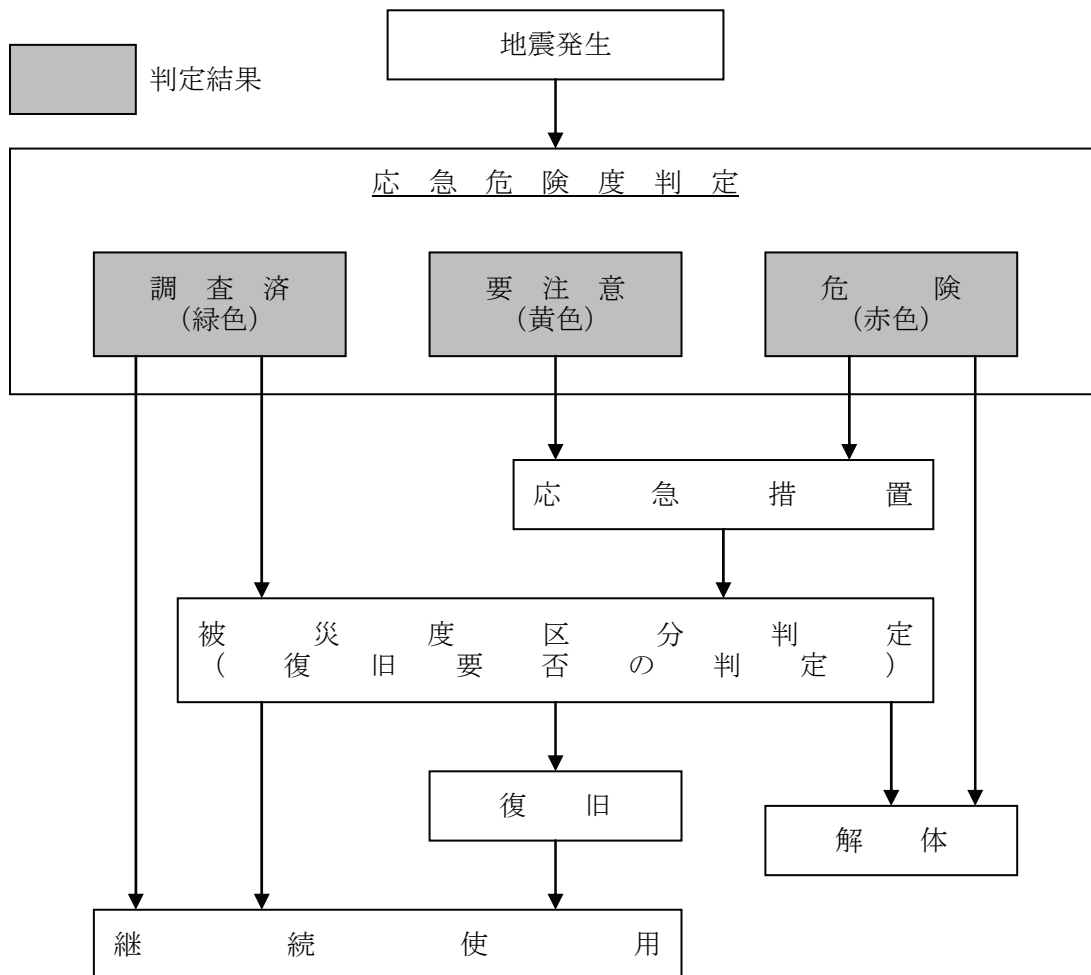
5 応急危険度判定の結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行

者等に周知を図る。

6 建築物の被災度判定フロー

(東京都「防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定講習会テキスト」より)



(注)

〈応急危険度判定〉

大規模な地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物・転倒物による二次災害を防止するため、建築物の当面の使用の可否について判定する。

判定は判定基準に基づき、「危険」、「要注意」、又は「調査済」に区分される。

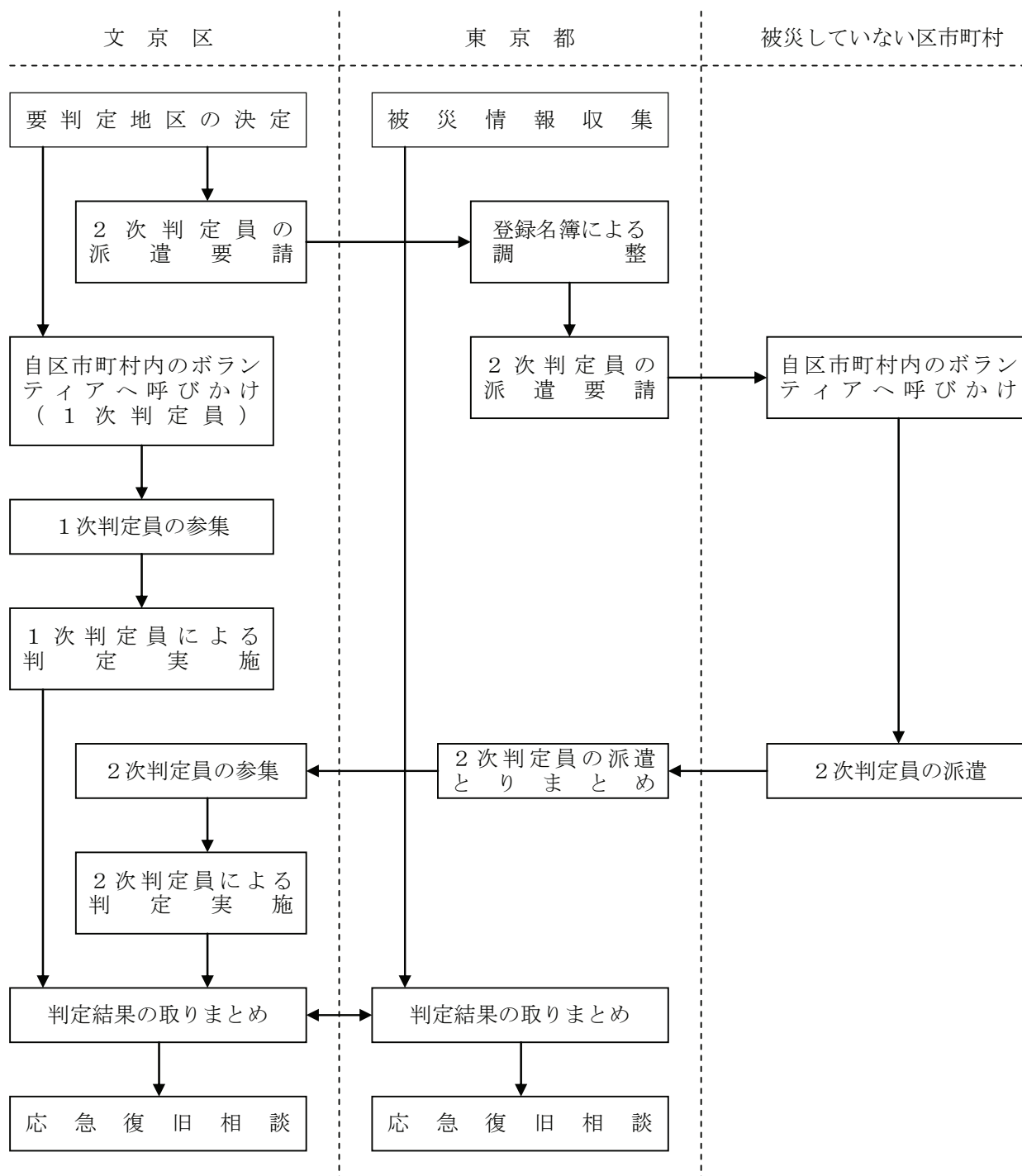
この応急危険度判定が、応急危険度判定員の行う業務である。

〈被災度区分判定〉

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の要否を判定する。

この調査には、建築構造に関する専門的知識が求められるため、判定は原則として建築技術者が行う。

7 防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順



(注)

- ・ 1次判定員 被災した区市町村内に在住又は在勤の判定員で活動可能な者
- ・ 2次判定員 都の要請により被災していない区市町村から出動する判定員

第2節 被災宅地の応急危険度判定

第1 活動方針

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度を判定することによって、二次災害を防止し住民の安全確保を図る。

第2 活動計画

1 被災宅地応急危険度判定の実施

区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災した宅地について調査・判定を実施する。

区は、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を行うなど、協力を依頼する。また、調査結果を取りまとめる。

2 応急危険度判定士の確保

区は、都との緊密な連携と協力を図り、東京都防災ボランティア制度に基づき登録している応急危険度判定員の派遣を要請する。また、協定自治体等に対する職員の派遣要請、区職員の研修の充実などを行い、応急危険度判定が円滑に実施できるよう判定員の確保を図る。

3 被災宅地応急危険度判定の結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 応急住宅対策

第1 活動方針

応急仮設住宅の建設による一時的な住宅の供給、公営住宅の空き家や民間賃貸住宅の借り上げ等による既存住宅のストック活用、被害住宅の応急修理、入居者の選考等について必要な計画を樹立し、あわせて建設予定地をあらかじめ選定しておくものとする。

第2 活動内容

1 応急仮設住宅の建設・管理

災害のため住宅が滅失又は破損し、避難所閉鎖後も、居住する住家を得られない者を收容するため、応急仮設住宅を設置する。

(1) 建設主体

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において設置する。

(2) 建設地の選定

区はあらかじめ次の点を考慮の上、応急仮設住宅の建設予定地を定めておくものとする。

- 1) 接道及び用地の整備状況
- 2) ライフラインの状況

3) 避難所・避難場所としての利用の有無

都は建設予定地の中から建設地を選定する。建設地の選定に当たっては、各区市町村の当該行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村相互間で融通を行う。

区は、常に最新の建設予定地の状況を把握し、年1回都に報告する。

(3) 応急仮設住宅の建設

- 1) 災害救助法適用後は区長が必要であると認めた場合、直ちに都知事に要請する。
- 2) 設置開始時期及び戸数は、災害の状況に応じてその都度定める。
- 3) 建物の型式は、災害の状況に応じてその都度定めるが、原則として平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

(4) 入居者の募集・選定

- 1) 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として区内に建設した住宅を区に割り当てるが、それだけでは所要戸数の確保が困難な場合など、必要に応じて区市町村間で融通を行う。住宅の割り当てを受けた場合、区は被災者に対し募集を行う。
- 2) 入居者の選定基準は、都が策定し、それに基づき区が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、原則として、都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理等は区が行う。また、入居期間は施工の日から原則として2年以内とする。

区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

2 一時提供住宅の供給

都では、応急仮設住宅の建設予定地には限りがあるため、都営住宅、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める他、民間賃貸住宅を確保し、一時提供住宅として、区に割り当てることとしている。

(1) 一時提供住宅の供給可能量の算出

区は、区営住宅等のうち、一時提供住宅として供給可能な量を算出し、都に報告する。

(2) 一時提供住宅入居者の募集、選定

区は、都から割り当てられた一時提供住宅について、入居者募集、選定、入居手続を行う。

3 一般被災住宅の応急修理

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合、都は区の要請に基づき、応急修理実施の決定をし、区が応急修理を行う。都はこの協力をする。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において実施するものとする。

(2) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(3) 対象者の調査・選定及び戸数

区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行する災害証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。

修理対象戸数は、都が厚生労働大臣に協議し、同意を得た上で都知事が決定する。

(4) 修理の方法

災害救助法適用後、区長が必要であると認めた場合は、直ちに都知事に実施を要請する。都が社団法人東京建設業協会のある旋する建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(5) 修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(6) 専門的な技能者の確保

被災住宅の応急修理に必要な大工などの専門的な技能者の確保を図るため、各種業界団体等との協定などを検討する。

(災害救助法が適用された場合は、社団法人東京建設業協会から協定により提出された協力業者を都が提示し、区が工事店を指定する。)

4 被災者の生活確保

地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署と出張所等に、災害の規模に応じて消防相談所等を設置し、各種相談、案内及び区民からの電子メールによる問い合わせの対応に当たる。

また、出火によるり災証明の発行については、区の行うり災証明事務との連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

(1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底

(2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底

(3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

(4) 火災によるり災証明等各種手続きの迅速な実施

第4節 り災証明書発行要領

地震、風水害等により、被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合、当該災害によって被災したという証明が必要であるので、区においては、被災世帯に対してり災証明書を発行する。

第1 り災証明書の発行

1 発行所管

(1) 火災以外の災害

災対区民部

(2) 火災

各消防署

2 発行窓口

災対区民部と各消防署が協議した場所において、合同で窓口を開設する。

3 災対区民部は、区内のり災者名簿を備え付け、その名簿(名簿により確認できない者は、申請者の立証資料)等によって、被災者の申請により発行する。

また、消防署長は、焼損状況の調査結果等並びに災対区民部の保有するり災者及び、り

災建物等に関する情報に基づき、火災によるり災証明を発行する。

4 証明手数料

事件の特殊性により、免除とする。

第2 証明の範囲

- 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。
 - (1) 住家、住家以外の建造物の被害
 - 1) 全壊（焼）
 - 2) 流失
 - 3) 半壊（焼）
 - 4) 床上浸水
 - 5) 床下浸水
 - 6) 水損
 - (2) 人的被害
 - 1) 死亡
 - 2) 行方不明
 - 3) 負傷
- 2 被害程度の判定基準については、資料編による。ただし、消防署長が発行する火災によるり災証明書の様式は東京消防庁が定める。

〈資料編 第68 被災世帯調査票及びり災証明書等の様式 P238〉

第5節 義援金品の配分等

第1 活動方針

区民、都民、他道府県民及び企業等から区に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都等で構成する義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管等について総合的な計画を定める。

第2 活動内容

1 義援金配分委員会

- (1) 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に「義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - 1) 被災者への義援金の配分計画の策定
 - 2) 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - 3) その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
 - 1) 東京都
 - 2) 区市町村
 - 3) 日本赤十字社
 - 4) その他防災関係機関
- (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

2 義援金品の受付・募集

(1) 義援金品の受付・募集については、次のとおりとする。

義援金品については、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。なお、義援品を募集する場合は、備蓄物資の状況等を勘案した上で、品目を指定して募集する。

- 1) 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- 2) 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書に代えることができるものとする。
- 3) 受領した義援金品の受付状況について、委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は委員会に送金するものとする。ただし、寄託者により用途が特定されている義援金の取り扱いについては、別途協議する。

3 義援金品の保管及び配分

(1) 義援金

- 1) 寄託者より受領した義援金については、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 2) 区は、委員会から送金された義援金を、委員会で定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。
- 3) 区は、被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

(2) 義援品

直接受領した義援品及び都、日本赤十字社等から送付された義援品については、区で定める配分計画に基づき被災者に配分する。

第6節 災害弔慰金の支給等

第1 基本方針

文京区災害弔慰金の支給に関する条例に基づき、地震等の災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を支給するとともに、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行うことにより、区民の福祉及び生活の安定に資することとする。

第2 災害弔慰金の支給

1 対象となる災害（平成12年3月31日 厚生省告示第192号）

- (1) 1つの区市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) (1)に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生労働大臣が定めるもの

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 2分の1 都 4分の1 区 4分の1

4 支給対象

死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（同居又は生計を同じくしていた者に限る。）

5 支給額

- (1) 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円
- (2) その以外の場合 250万円
- (3) 災害障害見舞金の支給を受けている場合は、災害弔慰金からその災害障害見舞金の額を控除する。

第3 災害障害見舞金の支給

1 対象となる災害

「第2 災害弔慰金の支給 1 対象となる災害」と同様である。

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 2分の1 都 4分の1 区 4分の1

4 見舞金額

- (1) 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円
- (2) それ以外の場合 125万円

第4 災害援護資金の貸付

1 貸付対象となる災害

- (1) 区内において災害救助法が適用された場合。
- (2) 都内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合。

2 実施主体

区（文京区災害弔慰金の支給に関する条例）

3 経費負担

国 3分の2 都 3分の1

4 貸付対象

災害により家屋等の被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。

- (1) 1人世帯 220万円
 - (2) 2人世帯 430万円
 - (3) 3人世帯 620万円
 - (4) 4人世帯 730万円
 - (5) 5人以上世帯 730万円に1人増す毎に30万円を加算した額
- (注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和

5 貸付金額

(1) 国制度

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1) 世帯主の1カ月以上の負傷 | 150万円 |
| 2) 家財等の損害 | |
| ①家財の3分の1以上の損害 | 150万円 |
| ②住居の半壊 | 170万円 (250万円) |
| ③住居の全壊 | 250万円 (350万円) |
| ④住居の全体が滅失又は流失 | 350万円 |
| 3) 前記 1) と 2) の重複の場合 | |
| ① 1) + 2) の①の重複 | 250万円 |
| ② 1) + 2) の②の重複 | 270万円 (350万円) |
| ③ 1) + 2) の③の重複 | 350万円 |

[ただし、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合は()内の額]

(2) 都制度

国制度による限度額を超えてなお貸付金を必要とする場合

6 据置期間、償還、利率等

(1) 償還期間

10年〔据置期間はそのうち3年(特別の事情がある場合は、5年)〕

(2) 償還方法

年賦又は半年賦

(3) 貸付利率

延滞の場合を除き、年3%(据置期間中は無利子)

(4) 東日本大震災の特例

償還期間 13年〔据置期間はそのうち6年(特別の事情がある場合は、8年)〕

貸付利率 延滞の場合を除き、年1.5%(保証人を立てる場合は年0%(据置期間中は無利子))

第7節 生活確保のための緊急措置

第1 租税等の徴収猶予及び減免に関する計画

1 基本方針

被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者」という。)に対し、地方税法又は区条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講ずるものとする。

2 期限の延長

災害により納税義務者が、期限内に申告その他書類の提出又は区税の納付若しくは納入することができないと認められる時は、次の方法により当該期限を延長する。

- (1) 災害が広範囲にわたる場合、区長が職権により、適用の地域及び期日を指定する。
- (2) その他の場合、災害が収まったあと速やかに、被災納税義務者の申請により、区長が期日を指定する。

3 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が区税を一時に納入し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

4 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産になる等、被害を受けた場合は滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等、適切な措置を講ずる。

5 減免等

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(1) 特別区民税（都民税個人分を含む）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 軽自動車税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

第2 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

1 減免

災害により財産に一定以上の損害を受け、介護保険料を納付すること又は介護サービス費の本人負担金を支払うことが困難と認められるときは、申請に基づき減免を行う。

2 徴収猶予

災害により財産に損害を受けた納付義務者が、介護保険料を一時に納付することができないと認められるときは、申請に基づき6か月を限度として徴収を猶予する。

第3 障害福祉サービス等利用料の減免

災害により財産に著しい損害を受け、障害福祉サービス費等の本人負担金を支払うことが困難と認められる時は、申請に基づき減免を行う。

第4 国民健康保険料、一部負担金の減免等

1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、保険料又は一部負担金を減免する。

2 徴収等猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、6か月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

第5 後期高齢者医療保険料、一部負担金の減免等

1 減免

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が著しくその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、保険料又は一部負担金

を減免する。

2 徴収等猶予

災害等により、保険料の納付義務者又は一部負担金の支払義務者が一時的にその生活が困難となった場合において必要があると認めるときは、申請により、6ヶ月を限度として、保険料又は一部負担金の徴収を猶予する。

第6 国民年金保険料の免除

被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき申請書等を年金事務所に送付し、日本年金機構において審査を行う。

第7 区営住宅等使用料の減免等

災害等により著しい被害を受けたときは、使用者の申請に基づき、使用料の減免又は使用料の徴収を猶予する。

第8 保育所徴収金の減額

災害により損失を受けた場合は、「文京区保育の実施に関する条例」に基づき、その損失の程度に応じて減額する。

第8節 融資・融資あっ旋計画

第1 緊急小口資金（文京区社会福祉協議会）

1 対象者（以下のような状況がすべて該当する世帯）

以下のような状況がすべて該当する世帯

- (1) 低所得世帯でこれまで生計を維持してきた世帯
- (2) 緊急かつ一時的に生活維持が困難な状況であること
- (3) 返済の見通しが立つこと

上記の(1)～(3)に該当する世帯が火災等の被災によって生活費が必要なとき等の貸付対象理由に該当するとき

2 貸付限度額

貸付額は、10万円以内の必要額

3 償還方法

貸付を受けた月の3か月後から8か月以内

4 申込方法

社会福祉協議会に申請する

第2 生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要な経費） （文京区社会福祉協議会）

災害を受けた世帯等に対して、資金の貸付と相談支援を行うことにより、災害を受けたことによる困窮からの自立更生を図ることを目的とする。

1 貸付限度

貸付額は、150万円以内の必要額。

2 貸付条件

- (1) 据置期間 6ヶ月以内
- (2) 償還期間 据置期間経過後7年以内
- (3) 利子 保証人有なら無利子。無しなら年1.5%
- (4) 連帯保証人 原則必要だが、無しでも可

65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の人

※現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借りている方及びその世帯員は、連帯保証人になることはできない。また、同資金で既に連帯保証人になっている方及びその世帯員は、原則として新たに連帯保証人になることはできない。

3 償還方法

月賦

4 申込方法

文京区社会福祉協議会へ申請する。(その後官公署の発行する被災証明及び資金使途の見積書の提出、民生委員の面接有)

第3 災害緊急事業資金融資（平成24年4月1日現在）

中小企業者のうち区内の一定地域における広範囲な非常災害を受けた者、または防水板の設置及び関連工事を行おうとする者が、事業活動の正常化を図るための資金融資である。

- 1 限度額 500万円
- 2 利子 契約利率 年2.1%、本人負担 年0.5%、区負担 年1.6%

第4 被災者生活再建支援金（平成24年4月1日現在）

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。

1 根拠法令

被災者生活再建支援法

2 実施主体

都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区が行う。）

3 対象となる自然（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）災害

対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害をいう。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口

10万人未満に限る)

(6) (1) 若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、

- 1) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る)
- 2) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る)

4 制度の対象となる被災世帯

3の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

5 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 4(1)に該当	解体 4(2)に該当	長期避難 4(3)に該当	大規模半壊 4(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公共住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

第11章 災害時要援護者対策（区・都福祉保健局・警察署・消防署）

第1節 災害時要援護者の安全確保

第1 活動方針

災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。

しかし、災害発生時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を必要とする方（寝たきりや一人暮らしの高齢者、身体障害者、知的発達障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児などの災害時要援護者）にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における災害時要援護者の安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図ることにより、災害時要援護者の人的被害を最小限にとどめる必要がある。

第2 活動内容

災害時要援護者名簿をはじめとした、様々な情報を集約のうえ、安否確認を実施し、適切に避難誘導、搬送等の支援につなげるとともに、個々の状況に応じた、きめ細かな支援を速やかに行えるよう、地域全体の支え合いによる支援体制を確立する。

第3 事業計画

1 災害時要援護者に関する情報の管理

(1) 災害時要援護者登録名簿の整備

区は、平常時から登録希望者を対象とした災害時要援護者登録名簿を整備し、災害時に備える。

(2) 災害時要援護者登録名簿の配付

区は、作成した災害時要援護者登録名簿を、あらかじめ登録者を管轄する警察署、消防署、区民防災組織、民生委員・児童委員へ提供する。

(3) 個人情報の保護

災害時要援護者のプライバシーに十分配慮し、名簿提供先と、個人情報の保護について受領書を受け取ることとする。

(4) 情報の管理と活用

災害時要援護者に関する情報を適切に把握するため、災害時要援護者登録名簿や障害者手帳の情報など、区が保有する情報を適切に管理し、災害時に活用できるように整備する。

2 防災知識の普及・啓発

(1) 家具転倒防止器具の設置

震災時の家具転倒による災害時要援護者の人的被害を最小限に抑えることを目的に、高齢者及び障害者世帯等を対象に、家具転倒防止器具の設置助成を行う。また、災害時要援護者登録名簿に登録されている世帯に対して区が費用負担を軽減することにより家具転倒防止器具の設置促進を図る。さらに、消防署と連携して災害時要援護者宅を訪問し、家具転倒防止器具の設置状況を確認するとともに、未設置の世帯について普及・啓発を図る。

(2) 災害時要援護者支援マニュアルの充実化と配付

区は、災害発生時、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等が、災害時要援護者の安否確認等を円滑に実施するため、災害時要援護者支援マニュアルの充実化及び配付を行う。

(3) 災害時要援護者訓練の実施

区職員、民生委員・児童委員、区民防災組織、関係機関等が連携して、災害時要援護者登録名簿を活用した安否確認訓練等を実施し、安否確認態勢の検証及び改善を図るとともに、地域防災行動力の向上に努める。

3 災害時における対策

災害時において、火災の同時多発や交通機関の混乱等により、応急対策活動は著しく困難な場合や制約を伴うことが予想される。

このため、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時要援護者の情報の収集把握の体制

災害発生時、区は、区民防災組織、民生委員・児童委員、防災関係機関、福祉ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者登録名簿を元に、災害時要援護者の安否確認、福祉需要等への対応のために必要な情報を一元管理できる体制の整備を図る。区は、収集した情報を、必要に応じて警察署・消防署へ提供し、安否確認、救助・救出活動等を依頼する。

また、都と連携して、おおむね65歳以上で身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する状態にある一人暮らしの高齢者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

(2) 安否確認や介護等の体制整備

1) 安否確認を的確に実施するため、民生委員・児童委員、区民防災組織、地域活動団体、事業者等と連携・協力し、具体的な実施体制を構築するとともに安否情報の集約方法を明確化する。また、集約した情報について、適切に共有化を図り、支援に反映させていく。その実現のために、文京区介護サービス事業者連絡協議会で具体的なマニュアルを作成し、事業所毎に体制整備を図るものとする。

2) 聴覚障害や視覚障害等、障害福祉団体等に対して、災害時における会員同士の安否確認方法等を平常時より組織的に検討するよう要請する。

3) 福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）の確保

①平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループとの間での災害時における福祉活動について検討を行う。

②平常時から福祉ボランティアを確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等に呼びかけを推進する。

③福祉、医療等の専門的な知識や技能を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等の導入を検討する。

(3) 避難体制の構築

災害時要援護者を避難所、福祉避難所等に搬送する際の優先度を判定するためにトリアージ（優先度判定）の基準、搬送の方法、役割分担について整備を図る。また、災害時要援護者を福祉避難所等に安全に搬送するために新たな輸送手段の確保に努める。

(4) 避難所における支援の充実

避難所において、災害時要援護者が安全・安心に過ごせるよう、バリアフリー化の推進、洋式トイレの設置推進、災害時要援護者向け専用スペースの設置、情報伝達手段の確保、生活用品等の充実化など災害時要援護者のニーズを反映させた支援策を実施する。

(5) 自宅等で生活する災害時要援護者の支援

自宅等の避難所以外の場所で生活する災害時要援護者を支援するために、その状況及び要望等を把握するとともに、食糧や生活必需品の給与、医療や保健活動など必要な支援を行う。

(6) 福祉避難所の活用

被災後に、特別養護老人ホーム等の定員を超えて、一時的に要介護者を受け入れる際には、本人及び家族、介護支援専門員等の申出を受けて、区所管部署が調整を行うものとする。

障害者においては、個別支援が求められることから、日常的に支援している障害者施設が福祉避難所としての機能を果たせるよう検討する。

(7) 医療依存度の高い在宅療養者への支援

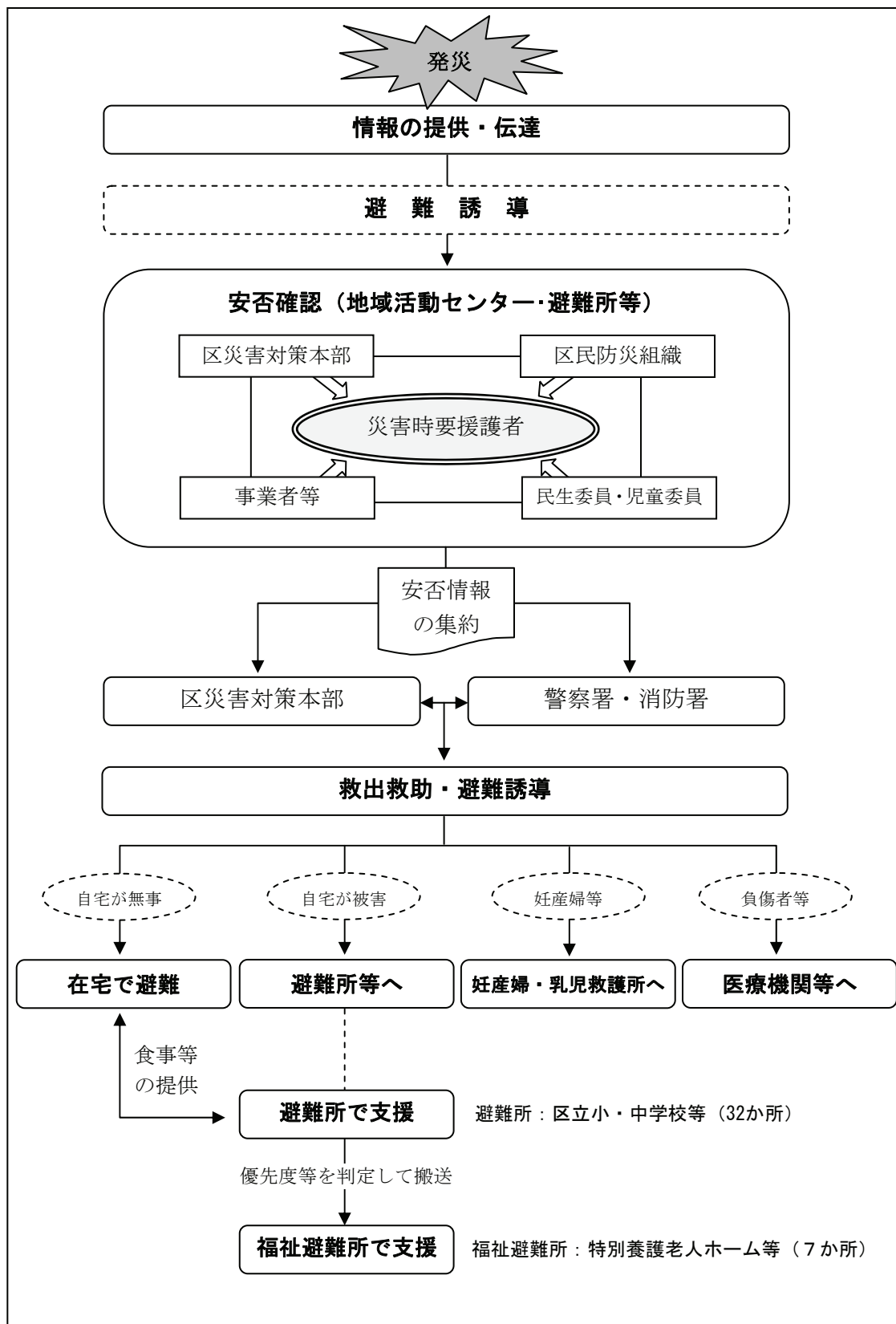
自宅外への避難が困難な在宅療養者の非常電源や吸引器等の確保など、できる限り在宅療養が継続できるよう支援体制の構築を図る。

(8) 妊産婦等への支援

災害時に妊産婦や乳児等をもつ保護者が安心して避難生活を送れるように専用の避難スペースの確保に努めるとともに、避難生活の支援・応急的な食糧・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療、健康相談などを行う。

なお、被害の状況によっては、避難者数が増加することも予想されるため、大学等と協定を締結し、妊産婦・乳児救護所の確保に努める。

<災害時要援護者の安否確認から避難までの流れ>



第11章 災害時
 要援護者対策
 第12章 帰宅
 困難者対策
 第13章 ボラン
 ティア等との
 連携・協働
 第14章 公共施
 設等の応急対策
 第15章 応急教育
 第16章 ごみ・
 尿・がれき等
 の処理計画
 第17章 遺体
 の取り扱い
 第18章 災害
 救助法の適用
 第19章 激甚
 災害の指定に
 関する計画

4 社会福祉施設等の防災対策

- (1) 社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷（文京大塚高齢者在宅サービスセンターを含む）、同文京くすのきの郷（文京くすのき高齢者在宅サービスセンター及びシルバーピアおおつかを含む）、同文京白山の郷（文京白山高齢者在宅サービスセンターを含む）同文京千駄木の郷（文京千駄木高齢者在宅サービスセンターを含む）、ゆしまの郷において、地元町会との災害応援協力協定の締結を推進し、災害が発生した場合の協力体制の整備を図る。

- (2) 食糧等備蓄物資の充実

1) 福祉センター

福祉センターは心身障害者等の通所施設であり、一般交通機関を利用することが困難な肢体不自由者等については、車椅子用昇降装置のついたマイクロバスで送迎をしている。災害時において、交通機関や道路状況の混乱により、家族の引き取りが遅れる場合を想定し、家族が迎えにくるまでの間の食糧等を備蓄する。

また、青少年ホールや老人福祉センター（湯島分館含む）に残留することを想定し、残留者に対する食糧等を備蓄する。

2) 本郷福祉センター

本郷福祉センターは心身障害者の通所施設であり、利用者の障害程度の状況等により、通所についてはマイクロバスで送迎をしている。災害時において、交通機関や道路状況の混乱により家族の引き取りが遅れる場合を想定し、家族が迎えに来るまでの間の食糧等を備蓄する。

3) 福祉作業所

福祉作業所は心身障害者の通所施設であり、利用者は日中、受注した軽作業等を主にやっている。災害時において、交通機関や道路状況の混乱により家族の引き取りが遅れる場合等を想定し、家族が迎えに来るまでの間の食糧等を備蓄する。

4) 民間障害者施設

区内には民間の障害者施設も複数あり、区内外から障害者が通所し、軽作業等の活動を行っている。災害時には区立施設同様に安全が確保されるまでの間、施設に留まることも想定されるため、食糧等の備蓄をするように促す。

5 区立及び私立保育園の防災対策

- (1) 区立及び私立保育園では、在籍園児について災害時の安全、健康管理を図る。職員の災害対応能力の向上と園児の発達段階に応じた安全能力の育成のため、計画的に避難訓練を行う。保護者への円滑な引き渡しのため、年1回、通信機器を活用した訓練を行う。
- (2) 緊急一時保育等一時的に預かる児童についても、災害時等を想定し、保護者の理解を求め必要な情報を把握し、安全、健康管理を図る。
- (3) 各種事業により在宅子育て家庭の親子が来園している場合は、一時的に在園児とともに避難誘導を行う。
- (4) 保育課と保育園は、連絡手段を整え、発災後の園の様子や保護者への引き渡し状況の報告体制を整備する。保育課では、区立及び私立保育園の状況を随時把握し、必要に応じ区からの情報伝達及び指示を行う。
- (5) 保育園に乳幼児を預けている保護者は、災害時には速やかに園児を引き取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引き取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間食糧等を備蓄する。

第11章
災害時
要援護者
対策

第12章
避難者
対策
帰宅

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
ごみ・
がれき
処理
計画
等

第17章
遺体
扱い
の
取り
扱

第18章
災害
適用
の
救
助
法

第19章
避難
誘導
計画
に
関
する
指
定
に
関
する
計
画

(6) 保育園におけるの行動マニュアルは必要に応じ別途定める。

6 災害時要援護者に対する地域協力体制の整備（消防署）

- (1) 区と協働して、災害時要援護者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (2) 区が整備する緊急通報システム等を活用して、災害時要援護者の情報収集及び安全確保を図る。
- (3) 災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - 1) 区等と連携して災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - 2) 社会福祉施設等の被災に備え、区民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- (4) 社会福祉施設と事業所、町会・自治会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- (5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

第11章 災害時
要援護者対策

第12章 帰宅
困難者対策

第13章 ボラン
ティア等
の連携

第14章 公共施
設等の
応急対策

第15章 応急教育

第16章 ごみ・
尿処理
計画等

第17章 遺体
の取り扱い

第18章 災害
救助法の
適用

第19章 激甚
災害の
指定に
関する
計画

第12章 帰宅困難者対策（区・都）

第1節 帰宅困難者の考え方

第1 活動方針

大規模な地震が発生した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学者、買物客等が多数発生し、大きな混乱が予測される。

しかしながら、この帰宅困難者への対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。

このため、この課題に関連する全ての機関と事業所や帰宅困難者自身が、その責務と役割を明確にし、おのおのが分担して的確な対策を実施していくものとする。

第2 帰宅困難者の推計

東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、地震発生直後に交通機関の運行が停止し、徒歩での帰宅が困難になる者を帰宅困難者としており、東京都全体で最大約517万人が発生すると推計している。文京区においては、約13万2千人の帰宅困難者の発生が想定されている。

第3 活動内容

災害時における帰宅困難者の対策については、行政機関、事業者、外出者等、社会全体で取り組みを進め、支援体制の構築に努める必要がある。区では、帰宅困難者の発生を抑制するための啓発活動を行うとともに、帰宅困難者向け対応施設の確保及び受け入れ方法等の支援体制の構築を図る。

第2節 帰宅困難者対策の推進

第1 区における帰宅困難者対策

1 東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発

帰宅困難者を保護するために、区内の事業者、大学、駅、集客施設等に対して、従業員、学生、利用者等の事業所及び施設内待機、物資の備蓄等「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、都と連携のうえ、啓発活動を行う。

2 帰宅困難者の支援態勢の構築

都と連携し、一時滞在施設への誘導方法、情報提供方法、備蓄物資の供出等、帰宅困難者の支援態勢の構築を図る。また、防災アプリ等を活用した新たな情報伝達方法を導入する。

3 安否確認手段の確保

- (1) 個人の安否確認手段として、「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話の災害用伝言板等の普及・啓発を図る。
- (2) ラジオ、テレビ、インターネットによる安否情報など放送メディア等の活用促進を図る。

4 一時滞在施設の確保、誘導

発災直後は、余震などから二次災害の恐れがあり、道路の通行や代替交通手段も確保で

きないため、徒歩での帰宅は困難となることから、一時滞在施設の確保を図り、帰宅可能になるまでの間、一時滞在施設に誘導する。一時滞在后、帰宅可能地域や帰宅ルート等の情報を提供し、安全に帰宅させる。

- (1) 帰宅困難者受け入れの一時滞在施設として、活用することが可能な事業者等との協定締結を推進する。
- (2) シビックセンターでは、地震発生時における来館者の安全確保を行った後、シビックセンター低層階を帰宅困難者の一時滞在施設として、災害対策本部の判断により順次開放する。
また、区内の帰宅困難者の発生状況を勘案して、スポーツセンターを開放する。
- (3) 指定管理者により管理される施設については、指定管理者は、東京都帰宅困難者対策条例の規定に基づき、利用者及び施設の安全確認を行う。また、利用者等へ一時滞在施設等の情報提供及び誘導を行うとともに利用者の希望があれば一定時間当該施設内で保護する。
- (4) 区民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。また、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知する。

〈資料編 第19 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン P63〉

5 災害時帰宅支援ステーションにおける支援

区内で営業する事業者と協定を締結し災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、帰宅支援道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

6 避難所、地域活動センターにおける支援

帰宅困難者が学校等の避難所に避難を求めてきたときは、学校運営に支障のないエリアで休憩場所の提供及びトイレの提供など一時的な支援を行うとともに、帰宅困難者の一時滞在施設を案内する。

また、地域活動センターでは、避難所の開設状況や帰宅困難者の一時滞在施設等について情報提供を行う。

第2 帰宅困難者の帰宅支援

- 1 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- 2 徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

第3 救護対策の検討

都及び防災関係機関とともに帰宅途中で救護が必要となった人への救護対策を検討する。

第4 駅及び駅周辺の混乱防止

駅周辺に多く滞留者が発生した場合に備え、都と連携し、あらかじめ駅ごとに、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の防災関係機関の役割を定め、混乱を防止する体制づくりを推進する。後楽園駅周辺において、モデル的な検討を行う。

- 1 滞留者の一時滞在場所への誘導方法と役割分担
- 2 誘導場所の選定

- 3 誘導計画、マニュアルの策定
- 4 駅前滞留者対策訓練の実施

〈資料編 第18 大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン P62〉

第5 事業者等における帰宅困難者対策

1 事業者等における施設内待機計画の策定

- (1) 事業者等は「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、従業員等の施設内待機に係る計画を策定し、あらかじめ事業所防災計画又は事業継続計画（BCP）に反映させておくことが重要である。また、テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

〈資料編 第17 事業所における帰宅困難者対策ガイドライン P61〉

- (2) 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために3日分の水、食糧、生活用品等をあらかじめ備蓄しておくとともに円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。
- (3) 施設内に従業員が留まれるように、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止装置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。
- (4) 発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する。
- (5) 帰宅時間が集中しないための対応として、日頃から、従業員等の居住地、家庭の事情、従業員の帰宅する方面などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。また、帰宅状況を把握するために、従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
- (6) 自衛消防訓練等を定期的実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合の改善を行う。

2 集客施設及び駅等の利用者保護

- (1) 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させていく。
- (2) 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。また、必要と考えられる備蓄品の確保や提供方法、災害時要援護者や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。
- (3) 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止装置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。また、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じる。
- (4) 施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが必要である。
- (5) 訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- (6) 災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

第11章
要援護者対策
災害時

第12章
帰宅困難者対策

第13章
ボランティア等との連携・協働

第14章
公共施設等の応急対策

第15章
応急教育

第16章
処理・ごみ・画等

第17章
遺体扱い

第18章
災害救助法の適用

第19章
激甚災害の指定に関する計画

3 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要因を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に災害時要援護者の保護等）に努める。

第6 九都県市の帰宅困難者対策

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、災害が発生した場合、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に推進するため相互に協定を締結している。

- (1) 応援調整本部（都県市）は、九都県市の各災害対策本部と連絡を取り、九都県市域内の鉄道等交通機関の状況、道路の通行可否の状況等の情報を収集する。
- (2) 収集した情報を整理し、圏域内の全体情報として九都県市の各災害対策本部に通知し、情報を共有する。

第7 東京都の帰宅困難者対策

1 東京都帰宅困難者対策条例の徹底

都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食糧等）の努力義務化
- ・駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

〈資料編 第16 東京都帰宅困難者対策条例 P57〉

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。また、都のホームページにおいて帰宅困難者向けポータルサイト等を設置し、情報提供を行う。

3 一時滞在施設の確保

都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知するとともに、都市計画の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。また、都の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、マニュアルを作成する。

区内では、小石川中等教育学校、竹早高等学校、向丘高等学校、工芸高等学校、中央・城北職業能力開発センター、教職員研修センターを一時滞在施設の候補としている。

4 災害時帰宅支援ステーションによる支援

都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定さ

れた都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。さらに災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営のガイドラインを作成する。

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

5 徒歩帰宅者の代替輸送

(1) 鉄道運行情報等の提供

ガイドライン等に則り災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて事業者や都民等に提供する。

(2) 代替輸送手段の確保

バス・船舶による代替輸送手段を確保する。なお、調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、災害時要援護者を優先する。

6 徒歩帰宅者の支援

円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について提供する。また、帰宅支援の対象道路として策定した16路線について区民へ周知を図る。

【帰宅支援の対象道路（16路線）】

1 第一京浜（日本橋～六郷橋）	9 北本通り（王子駅～新荒川大橋）
2 第二京浜（日本橋元標～多摩川大橋）	10 日光街道（日本橋元標～水神橋）
3 中原街道（中原口～丸子橋）	11 水戸街道 （本町3～新葛飾橋・金町～葛飾橋）
4 玉川通り（三宅坂～二子橋）	12 蔵前橋通り（湯島1～市川橋）
5 甲州街道（桜田門～八王子）	13 井の頭通り（大原2～関前）
6 青梅街道・新青梅街道 （新宿大ガード西～箱根ヶ崎）	14 五日市街道（関前～福生）
7 川越街道（本郷3～東玉橋）	15 環状7号線
8 中山道（宝町3～戸田橋）	16 環状8号線

7 赤十字エイドステーション

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

第11章 災害時
要援護者対策

第12章 帰宅
困難者対策

第13章 ボラン
ティア等との
連携・協働

第14章 公共施
設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 尿が
れごみ
処理計画等

第17章 遺体
の取り扱い

第18章 災害
救助法の適用

第19章 激甚
災害の指定
に関する計画

第13章 ボランティア等との連携・協働（区・都・消防署）

第1節 ボランティア・NPO

第1 活動方針

柔軟性・きめ細かさといった特徴を持つボランティアや民間非営利団体（以下「NPO」という。）などの区民活動は、行政とは異なる立場から被災者の救済や被害拡大の防止に大きな役割を果たすものであり、大規模災害においては、行政とともに欠くことのできない存在である。また、ボランティア・NPO活動は、被災者の救援・救護、建築物の応急危険度判定、避難所の管理運営支援、救援物資の保管や運搬、災害時要援護者の介護等多種多様にあたり、被災者の生活の安定と再建を図る上で、重要な役割を担っている。

今後は、都をはじめとする防災関係機関等と連携協力体制を構築し、効果的な災害応急対策の実施を図っていくものとする。

第2 活動内容

1 ボランティアの受け入れ体制

特別な知識や技術が不要な一般ボランティアの受け入れについては、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携し東京都災害ボランティアセンターを開設する。区では、文京区社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置し対応することとし、区は連携するとともに必要な支援を行う。

特別な知識や技術が必要な専門ボランティアについては、区担当部署で対応する。

一般ボランティアと専門ボランティアの受け入れは次のとおりとして、役割を分担する。

また、区では、文京区社会福祉協議会や都、東京ボランティア・市民活動センター、専門ボランティア、NPO、各団体と発災時のみならず平時から連携し、ボランティアが円滑に活動できる体制をつくる。

(1) 一般ボランティア担当部門の設置

区は担当部門を設置し都との連絡調整や文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターとの連携・支援業務を行う。

- 1) 都との連絡調整
- 2) 文京区災害ボランティアセンターとの連絡調整
- 3) 文京区災害ボランティアセンターへの職員派遣
- 4) 文京区災害ボランティアセンターへの設置場所の支援
- 5) 文京区災害ボランティアセンターへの必要物品の支援
- 6) 文京区災害ボランティアセンターへの財政支援

(2) 専門ボランティアの受け入れ

専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、行政との連携等一元的な管理調整がなじむため、関係する専門部署が所管する。専門ボランティアについては、ボランティア事前登録制度等を導入する。

また、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

(3) マニュアル等の作成

ボランティアの募集及び受付方法、活動内容等について、マニュアル等を作成する。

2 文京区災害ボランティアセンターの開設

文京区社会福祉協議会が設置する文京区災害ボランティアセンターは文京区民センター又はシビックセンター内に活動拠点を開設することを基本とし、資材の保管や車両の配車拠点等として礫川公園等を利用する。また、活動拠点における業務はおおむね次のとおりである。

- (1) ボランティアの募集及び受付
- (2) ボランティアの派遣等需給調整
- (3) ボランティア（団体）間の連絡調整
- (4) 東京都災害ボランティアセンターからのボランティアコーディネーターや資機材の受け入れ、連絡調整
- (5) 区等との連絡調整

3 ボランティアの育成支援・登録

- (1) 一般ボランティアについては、文京区社会福祉協議会が平常時ボランティア意識の啓発やボランティアスタッフの育成等を推進し、区は支援していく。また、ボランティア相互のネットワークを平常時から築き、ボランティア等に関する情報の交換を図り、効果的な連携体制づくりを推進する。
- (2) 専門ボランティア（機器管理、建築物の応急危険度判定員、土木技術、医療、救護、介護、手話、語学、アマチュア無線通信等一定の知識、技術、経験や特定の資格を有する者）については、専門部署において養成や事前登録制度等を行う。
- (3) 東京都防災ボランティアは、一定の知識や経験、資格を必要とする分野のボランティアを事前に登録しておく制度である。現在、建築物の応急危険度判定員や道路等公共土木施設の応急復旧を支援する東京都建設防災ボランティア、そして、被災外国人を支援する語学ボランティアがある。今後、活動対象の種類を拡大していくことに伴い、区としても区民の積極的な活動参加を呼びかけていくものとする。
- (4) 東京消防庁災害時支援ボランティアは、地震時における消防隊の現場活動を支援する登録ボランティアである。

消防署は、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動を得るため、事前に消防署に登録した小石川・本郷各消防ボランティアの受け入れ態勢を確立するとともに、育成指導を図る。

- (5) 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボランティアを含む）、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た個人、団体などにより構成される。

日本赤十字社東京支部は、日頃から個人を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

- (6) 区は、平常時から区内の事業所や大学との連携を図り、ボランティアの事前登録の導入等を検討する。

第11章
要
援
護
者
対
策
時

第12章
困
難
者
対
策
・
帰
宅

連
携
・
協
働
の
第13章
ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア
等
と
の

第14章
設
等
の
応
急
対
策
公
共
施
設

第15章
応
急
教
育

第16章
処
理
計
画
・
が
れ
き
等
・
画

第17章
の
取
り
扱
い
遺
体

第18章
救
助
法
の
適
用
災
害

第19章
災
害
の
指
定
に
関
する
計
画
激
甚

第2節 労働力の確保

第1 活動方針

災害時においては、膨大な労務が必要となるが、労働力の確保については、区職員及び他団体等との協定・協力のみでは必ずしも十分ではない。労働力の不足を補い、救助作業等の円滑な活動の推進を図るため、ハローワーク（公共職業安定所）を通じ労働力の確保に努める。

第2 活動内容

1 労働力の事前確保

(1) 大学との連携強化

ボランティアとしての人的支援をあらかじめ確保しておくために、大学との協定締結項目にボランティア募集を加える等して、大学生ボランティアの確保に努める。

(2) 専門ボランティアの確保

医療、福祉、語学、危機管理等、専門的な知識・経験・技能等を有する人材をあらかじめ専門ボランティアとして確保するために、ボランティア事前登録制度等を導入する。

また、障害者を支援するボランティア団体との協力体制を構築するとともに、災害時における連携方法等について検討を行う。

2 雇用方法

労働者の雇用は、ハローワーク（公共職業安定所）と協力し、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇用する。

3 労働者の確保手続

(1) 労働者の確保の要請

1) 区は、所要人員を一括して東京労働局に労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）の要請をする。

2) 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由の上、ハローワーク（公共職業安定所）に連絡する。

3) 連絡を受けたハローワーク（公共職業安定所）は、速やかに職業紹介を行い、要請人員を確保し、労働者を所内に待機させる。

(2) 労働者の引渡し

区は、労務確保の通報受理後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、ハローワーク（公共職業安定所）において公共職業安定所職員の立ち会いのもとに、労働者の引渡しを受ける。

また、区は、作業終了後において、労働者をハローワーク（公共職業安定所）又は交通機関までの輸送することについて協力する。

(3) 賃金の支払い

賃金は、都に準じて定め、就労現場において作業終了後に直ちに支払うものとする。

第14章 公共施設等の応急対策（防災関係機関）

第1節 区施設

第1 活動方針

区施設の機能及び人命安全確保を図るため、区有施設が被災した時、直ちにこれに対処できる態勢の整備を図り、かつ各施設の管理者は、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

第2 活動内容

- 1 各施設の責任者は、施設内の一般区民及び児童等の安全の確保と施設の被害を最小限にとどめるため、被災情報等を収集し、防災計画に基づいた避難行動、消火活動等を的確に行うものとする。
- 2 施設責任者は、防災計画に基づき自衛防災組織を編成し、それぞれの分担を指揮する。
- 3 緊急時には、防災関係機関への臨機な措置を要請する。
- 4 災害により被害を受けたときは、直ちにその被害の内容等を災害対策本部に報告する。

第2節 電気施設

第1 計画方針

非常災害の発生、またはそのおそれがある場合に、情勢に応じた態勢への速やかな移行をはじめ、組織運営や応急対策ならびに復旧活動に係わる実施事項を定め、公益的な使命を着実に遂行する。

第2 応急対策に関する事項

1 情報伝達

情報伝達の経路は、あらかじめ社内で定められたとおりとし、その伝達方法は保安通信設備等により迅速かつ的確に行う。

2 要員の確保

震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事務所に出勤する。交通途絶等により所属する本（支）部に出勤できない社員は、最寄りの事業所に出勤し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

3 復旧資機材の確保

災害時には、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は現地調達、非常災害対策本（支）部相互の流用、他電力会社等から融通により可及的速やかに確保する。

4 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

第11章
要援護者
災害時
対策

第12章
困難者
対策
帰宅

第13章
テイヤ
等との
協働
ボラン
ティ

第14章
公共施
設等の
応急対
策

第15章
応急教
育

第16章
処し尿
理・が
れき
み・
画等

第17章
の取
り扱
い
遺
体

第18章
救助
法の
適用
災害

第19章
災害
の指
定に
関す
る計
画
激甚

5 復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、非常災害対策本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

第3節 ガス施設

第1 活動方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

第2 活動内容

1 情報の収集・報告

災害が発生した場合には、気象情報、被害情報（一般家屋・ライフライン・地方自治体・官公庁・報道機関等）、ガス施設等の被害の状況及び復旧状況などの各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

2 広報活動

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

3 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険防止措置を講ずる。

4 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第4節 上水道施設

第1 活動方針

「東京都水道局応急対策計画」は、地震の発生により水道施設に被害が生じ、早い平常給水が不可能になった場合に、応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる態勢を作り、一刻も早い平常給水への回復及び可能な限りの飲料水の確保を図ることを目的に策定したものである。

第2 活動内容

1 災害時の活動態勢

(1) 給水対策本部の設置

地震の発生により被害が発生した場合は、平常の組織体制では応急対策の諸活動を適時適切に遂行することが困難となる。このため、都水道局は、地震発生により水道施設に甚大な被害が生じた場合や都に災害対策本部が設置された場合など、一定の場合に給水対策本部を設置する。

(2) 他都市、他団体、関係会社等との協力態勢

防災時の応急対策を適時適切に実施するため、あらかじめ民間事業者や他都市等との協力体制を確立し、地震発生後の応急対策活動態勢の確保に努める。

関係会社等との協力態勢では、請負単価契約会社や指定給水装置工事事業者などに、あらかじめ復旧作業への協力について要請している。

また、大規模な地震等が発生し、被災都県、区市独自では十分に応急対策が実施できないとき、友愛的精神に基づいて施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等が円滑かつ迅速に図れるよう、相互応援について協定などを締結している。

2 情報連絡活動

応急対策を効率良く推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であり、このことから情報連絡の手段、時期、内容等をあらかじめ定めている。

情報収集は、水道局震災情報システムを使用するほか、その他の通信手段として一般加入電話が使用できない場合、通信の疎通状況を勘案して水運用専用電話、東京都防災行政無線、業務用移動無線又は衛星携帯電話を用いる。

3 復旧活動

首都中枢機関等への水道水供給に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指し、上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

また、取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協力や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

復旧用材料については被害想定を踏まえて的確に配置し、迅速な供給体制を確保する。

4 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、施設の復旧に全力を挙げるとともに、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、給水拠点等における給水活動を実施する。

(1) 震災時の応急給水の方法

1) 給水拠点での応急給水

給水所及び応急給水槽を給水拠点として応急給水を行う。

2) 車両輸送による応急給水

給水拠点からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所、後方医療機関となる医療施設（病院、診療所及び人工透析医療施設）及び福祉施設（重症重度心身障害児（者）施設、特別養護老人ホーム等）等について、区から都災害対策本部を通じ緊急要請があった場合に行う。

第11章
要援護者
災害時
対策

第12章
困難者
対策
帰宅

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
処理・ごみ
がれき
計画等

第17章
の取り
扱い
遺体

第18章
救助法の
適用
災害

第19章
災害の
指定
計画
に
激甚

3) 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。

(2) 給水拠点での水道局と区の役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び被災者への応急給水を行う。給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材等の設置を、区は被災者への応急給水を行う。

(3) 給水基準

震災時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最低必要量として、1人1日3ℓを基準とする。

(4) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に係わる計画を定め給水態勢を確立する。

車両輸送を必要とする給水拠点及び後方医療機関となる病院等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。また、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合は、区において受水槽の水、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

5 広報活動

震災発生時は、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点を周知させるため、水道局の車両及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。

営業所では、所管区域を対象として、路上広報を行うほか、区の協力を得て、防災行政無線により行う。

6 訓練

応急対策諸活動を円滑に実施するため、平素から職員の災害時の役割等を踏まえた実践的な研修、訓練等を通じて、職員の震災応急対策計画の習熟及び地震災害への対応能力の向上に努める。

第5節 下水道施設

第1 活動方針

災害時には、東京都災害対策本部の連絡に基づき、直ちに東京都下水道局災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置して災害に対処し、下水の流下機能を確保する。

災害対策本部は東京都下水道局災害対策運営要綱に基づき、あらかじめ定められた態勢により、情報収集、下水道施設の調査及び応急復旧等を指揮命令する。

第2 活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配備を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

第3 活動内容

- 1 災害時には防災関係機関と連絡調整を行い、施設の緊急調査、他都市への支援要請、協力団体への出動要請など迅速な応急対策を実施する。
- 2 被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。
 - (1) 緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。
 - (2) 水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
 - (3) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い、応急措置等を行う。
 - (4) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

第4 広報活動

下水道施設の被害及び復旧等の状況についての広報は、災害対策本部を通じて報道機関の協力を得て行う。

第5 訓練

防災訓練は、本庁及び全事業所において毎年実施している。

1 参加機関

本局各部、事業所、防災関係機関等

2 訓練項目

緊急点検及び緊急措置、二次被害防止のための訓練、ライフライン停止時のための訓練、情報連絡訓練、防災関係機関等との一体的な訓練、民間団体との連携による応急復旧訓練、相互支援に係る情報連絡訓練、緊急時の参集訓練など。

第6節 都営地下鉄

第1 活動方針

地震等による災害に対しては、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧にあたる。

第2 活動内容

- 1 5か所（高島平運輸指令区・大島総合庁舎・高松庁舎・馬込信号扱所・大門庁舎）に設置してある地震計が、震度5弱以上を感知したとき、運輸指令所長は直ちに全線に対して運転中止の指令をするとともに、災害情報を収集し、当該課長及び関係所属長へ通報する。

また、平成18年度から、より効率的な施設点検の実施のために、ゾーン地震計を11駅に設置し早期対応、運転再開に努める。

第11章
災害時
要援護者
対策

第12章
帰宅
困難者
対策

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
ごみ
処理
計画
等

第17章
遺体
扱い

第18章
災害
救助
法の
適用

第19章
激甚
災害
の
指定
に関する
計画

更に、平成19年9月1日から、緊急地震警報システムを導入し、発災前に迅速な対応が可能となった。

その後の運転再開に当たっては、関係各管理所長と相互の連絡を密にし、管理所長及び保守担当管理所長からの震災箇所点検確認報告に基づき、安全確認後運転規制を解除する。

- 2 全線運転中止の場合は、各駅において列車の出発を見合わせ、旅客を速やかに安全な場所へ誘導する。また、一部運転中止が生じたときは、直ちに運転整理により対応し、旅客輸送に万全を期する。
- 3 ずい道内、特に駅間に列車が停止し運転不能の場合は、直ちに最寄り駅より救援を出し、旅客の避難誘導にあたり安全確保に努める。
- 4 災害施設の復旧については、三田線電気管理所長、大江戸線電気管理所長、志村保線管理所長、木場保線管理所長は早急に被害状況を確認し、交通局災害対策本部に報告するとともに、比較的軽微な損傷については、管轄出張所の保有する維持補修材をもって直ちに復旧に努める。

第7節 メトロ(東京地下鉄)

第1 活動方針

災害が発生した場合、災害・事故等対策本部規定に定める災害及び事故等の種別により対策本部を設置し、東京地下鉄の全機能を上げて旅客の安全確保に努める。

第2 活動内容

1 初動措置

(1) 列車の措置

- 1) 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。
- 2) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させた後、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

(2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、旅客の安全退避に努める。

(3) 火災発生の場合の措置

火災が発生した場合には、消防署、警察署へ通報するとともに、初期消火に努める。また、火災発生の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

(4) 停電の措置

- 1) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。

更に、ガスタービン発電機を地下に初めて採用した。

- 2) 列車内停電の場合には、自動的に列車車載の蓄電池に切り替わり、照度2～5ルクスで1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

2 旅客に対する避難誘導計画

責任者は、正確な情報判断のもと職員を指揮して、旅客の避難誘導に当たる。

第8節 首都高速道路

第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類及びその程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- (1) 大地震が発生したとき首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。
- (2) お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等防災関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- (3) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- (4) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

第9節 通信施設

第1 活動方針

災害により電気通信設備に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、通信の途絶による社会的混乱の発生を防止する。

第2 活動内容

1 震災時の活動態勢

- (1) 災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集を行い重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、文京区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整を行う。

- (2) 社員の動員計画

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、業務の運営、応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次のとおり動員計画を定め、この計画に従い関連グループ会社等と情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

- 1) 災害対策本部要員の非常収集
- 2) 社員の非常配置
- 3) 社員の非常収集方法
- 4) 事業所相互間の応援

第11章
災害時
要援護者
対策

第12章
帰宅
困難者
対策

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
ごみ・
がれき
等の
処理・
計画
画

第17章
遺体
扱い
の
取り
扱

第18章
災害
救助
法の
適用

第19章
被災
者の
指定
計画
に
関
する
計
画

2 応急対策

- (1) NTTの通信設備が被災し、電話をつなぐ交換機などが被災した場合は、上部機関から配備される非常用交換機と電力を供給する移動電源車により電話回線の復旧に当たる。
また、NTTビル間につなぐケーブルが被災した場合は、上部機関から応急ケーブルや非常用移動電源車などを配備し通信を確保する。

1) 本社等から配備される災害対策機器

- ①非常用交換機
- ②非常用移動無線車
- ③移動電源車
- ④ポータブル衛星車載車
- ⑤ポータブル衛星通信装置
- ⑥応急ケーブル等

(2) 災害時に利用できる臨時電話

- 1) 災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合も含む）は、区立小・中学校等に配備されている災害用特設公衆電話を使用するとともにNTTビルの窓口、災害対策本部、避難所等に臨時電話、電報受付場所を設定する。
- 2) 災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特別災害用公衆電話を設置する。

(3) 電気通信設備等の点検

地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、次の設備及び資器材の点検を行う。

- 1) 電気通信設備の巡回・点検並びに防護
- 2) 災害対策用機器及び車両の点検、設備
- 3) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検、確認並びに輸送手段の確認と手配
- 4) 災害時措置計画及び施設記録等の点検、確認

3 復旧対策

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧は、次により実施する。

(1) 災害復旧工事の種類

1) 応急復旧工事

- ①設備等を応急的に復旧する工事
- ②現状回復までの間、維持に必要な補強、設備工事

2) 現状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の形態に復旧する工事

3) 本復旧工事

- ①被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ②電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

(2) 災害復旧工事の計画、実施

設備の被災の程度及び通信に対する社会的要請等を考慮し、サービス回復を優先する応急復旧工事及び現状復旧工事により通信の回復を図る。

(3) 復旧の順位

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位を定めておき、その順位に従って実施する。

4 広報・広聴活動

(1) 通信途絶、利用制限の広報及び復旧時の広報

地震災害等による通信の途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・チラシ・交換機よる知案内（トーキ案内）等の方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- 1) 災害復旧に対して取られている措置及び応急復旧状況
- 2) 通信途絶又は利用制限の状況
- 3) 通信途絶又は利用制限をした理由
- 4) 利用制限をした場合の代替となる通信手段
- 5) 利用者に協力をお願いする事項
- 6) その他必要な事項

(2) 災害時に注意する事項

1) 重要通信が優先となる。

災害が発生すると電話が殺到し、電話がかかりにくくなる。防災関係機関等が行う救助・復旧活動のための皆様の電話電報の利用を制限することがある。

2) 受話器の外れを確かめる。

地震で受話器が外れたままだと、電話をつなぐ交換機はマヒ状態になり、かかってきた電話もお話し中の状態でつながらない。外れている受話器を元に戻す。

また、停電時には、コードレスホンなどの多機能電話は、利用できない場合があるので注意する。

第10節 日本郵便株式会社施設

第1 活動方針

1 非常災害応急対策の業務

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、非常災害応急対策として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害状況等の情報収集・周知連絡及び広報活動
- (2) 郵便業務運行の確保
- (3) 要員配置・被災社員の援護等
- (4) 応急用事業品の調達、輸送災害応急対策等
- (5) 被災した社屋・設備等の復旧
- (6) その他

2 社員の動向

郵便局長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、所属社員の一部、又は全部の者が防災に関する措置に当たれるよう配置計画等を立て、動員順位等を定めておくものとする。

3 情報連絡等連携の確保

郵便局は、災害時における必要な対応を円滑に遂行するため、「文京区と日本郵便株式会社郵便局との災害時における相互協力に関する協定」に基づき、文京区との間において情報連絡等緊密な連携の確保に努めるものとする。

第11章
要援護者
災害時
対策

第12章
困難者
帰宅
対策

第13章
テイヤ
等との
協働

第14章
公共施
設等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
処し尿
理・が
れき
み
等
の
画

第17章
の取
り扱
い
遺
体

第18章
救助法
の適用
災害

第19章
災害の
指定に
関する
計画
激甚

第2 活動内容

1 基本方針

(1) 郵便物の送達確保

被災地における郵便の運送、集配の確保又は、早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等適宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局は、仮社屋施設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

2 具体的対応

災害が発生した場合、災害の態様及び区民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 郵便関係

1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が適用された場合、料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書筒を無償交付する。

2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害救助法が適用された場合、被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

3) 被災地あての救助用郵便物等の料金免除

総務省令の定めるところにより、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用物資を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であって、総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄付金を内容とする郵便の料金（特殊取扱の料金を含む。）免除を実施する。

(2) 臨時郵便差出箱の設置

郵便局は、文京区災害対策本部の要請に基づき、協議の上、避難所等に臨時に郵便差出箱を設置する。

(3) 安否確認

郵便局は、災害時における住民の安否については、文京区との情報を密にして、可能な限り対応する。

第15章 応急教育（区・都教育委員会）

第1節 応急教育方法

第1 活動方針

区立学校（園）（以下「区立学校等」という。）の災害対策として、災害の予防、応急対策及び復旧を通じて、幼児・児童・生徒の生命及び身体の安全の確保並びに教育活動の継続について万全を期し、学校教育の目標達成を図る。

第2 活動内容

1 事前準備

- (1) 学校（園）長（以下「学校長等」という。）は、学校（園）の立地条件や地域の実情、幼児・児童・生徒の実態等を考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法などについてあらかじめ適正な計画を立てておくものとする。
- (2) 学校長等は、災害に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - 1) 学校防災計画の作成・改善、学校災害時対策本部の編成など学校防災体制を整備するため、学校防災委員会を設置する。
 - 2) 幼児・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練等に幼児・児童・生徒も参加協力する。
 - 3) 在校（園）中や休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において発災した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者と連絡体制を整備する。
 - 4) 学校施設・設備の安全管理、災害用品等の点検を行う。
 - 5) 学校が避難所となる場合の運営計画を作成する。
 - 6) 登下校時に発災した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - 7) 教育委員会、区、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
 - 8) 勤務時間外における教職員の参集・連絡体制、役割分担等について、区、教育委員会等と協議の上、計画を作成する。
 - 9) 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、学校医等との連携を図る。

2 災害時の態勢

- (1) 学校長等は、幼児・児童・生徒が在校（園）中や、休日等のクラブ活動等で幼児・児童・生徒が管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、幼児・児童・生徒を校（園）内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。

なお、幼児・児童・生徒が帰宅することが困難な場合に備え、校（園）舎内残留等の保護と安全確保を図るため、保護計画を作成する。
- (2) 学校長等は、災害の規模、幼児・児童・生徒や職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ連絡するとともに、災害対策に協力、学校の管理維持に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。

第11章
災害時
要
援
護
者
対
策

第12章
帰
宅
困
難
者
対
策

第13章
ボ
ラ
ン
の
等
と
の
協
働
・
携
連

第14章
公
共
施
設
等
の
応
急
対
策

第15章
応
急
教
育

第16章
こ
の
ま
た
の
計
画
・
理
尿
が
れ
き
等
処
理

第17章
遺
体
扱
い
の
取
り
扱
い

第18章
災
害
の
適
用
救
助
法
の
適
用

第19章
激
甚
に
指
定
す
る
災
害
の
関
連
計
画

- (3) 学校長等は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校（園）等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した臨時の教育体制をつくるなど応急の指導を行う。また、避難所となっている場合は、教育活動再開のための場所の確保を図る。
- (5) 学校長等は、応急教育の実施に当たって、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに幼児・児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (6) 教育委員会は、学校長に災害対策本部長の指示及び情報を速やかに流すとともに、適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の態勢

- (1) 教育委員会は、被災学校（園）ごとに職員、指導主事の分担を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- (2) 教育委員会及び学校（園）長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- (3) 学校長等は、教職員を掌握するとともに、学校災害時対策本部等の会議等において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を立てる。
 - 1) 幼児・児童・生徒の被災状況と安否確認と健康状態の把握
 - 2) 職員の被災状況
 - 3) 教材、教具等の備品の被害状況
 - 4) 保健指導
 - 5) 生活指導
 - 6) 幼児・児童・生徒の訪問指導
 - 7) 教育活動の早期正常化への対応この結果については、教育委員会教育指導課に報告する。
- (4) 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校（園）へ収容可能な幼児・児童・生徒を収容し、指導する。また、指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに、教育センター教育相談室等と連携し、心のケア対策にも十分留意するよう努めるものとする。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- (6) 疎開した幼児・児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努めるとともに、疎開先を訪問するなどして、上記（4）に準じた指導を行うよう努める。
- (7) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用できない場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急の授業の再開に努める。
- (8) 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業（保育）に戻すよう努める。その時期については、早急に保護者に連絡する。

第2節 学用品の調達及び支給

第1 給与の対象

災害等により住居に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

なお、災害救助法が適用されない場合その他区長が特に認めた場合は、区において行う。

また、災害救助法が適用された場合は、都が実施し、区はこれに協力するものとする。

第2 給与の期間

教科書については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信の途絶等災害の程度により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が特に厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長できるようになっている。

第3 給与の方法

学用品は、原則として都知事が一括購入し、被災児童・生徒に対する配分は区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うため、都知事が職権を区長に委任した場合は、区長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

第4 費用の限度

1 教科書

児童及び生徒に対して支給する教科書（教材を含む）の実費による。

2 文房具及び通学用品

小・中学校児童、生徒一人当たりの金額は、災害救助法施行細則（昭和38年10月東京都規則第136号）の直近の改正で定める額による。

第11章
災害時
要
援
護
者
対
策

第12章
帰宅
困難
者
対
策

第13章
ボラン
ティア
等
の
協
働
連
携

第14章
公共施
設
等
の
応
急
対
策

第15章
応急教育

第16章
ごみ・
画
等
の
処
理
計
画

第17章
遺体
扱
い
の
取
り
扱
い

第18章
災害
の
適
用
救
助
法
の
適
用

第19章
激甚
災害
の
指
定
に
関
する
計
画

第16章 ごみ・し尿・がれき等処理計画（区・都）

第1節 ごみ処理

第1 活動方針

災害により排出される、ごみの収集処理を速やかに行い、区内の環境保全と住民生活の環境衛生浄化の早期達成を図るものとする。

第2 活動内容

1 活動体制

文京清掃事務所は、本郷分室及び播磨坂清掃事業所を統括する。各係の役割として、管理係は、機材の調達及び庶務事務を担当し、作業係及び播磨坂清掃事業所は被災現場の廃棄物の収集処理に努める。

2 ごみ処理

- (1) 区は、それぞれ所管の区域における「ごみ処理計画」に基づき、廃棄物の処理を行う。
- (2) 災害が落ちついた時点から文京清掃事務所にて被害場所の収集作業を重点的に行う。
 なお、この収集作業は開始時から、10日間を限度とし、以降は平常作業と並行して行う。
- (3) 搬入先は、清掃工場及び新海面処分場等とする。
- (4) 清掃工場等への一時的な大量搬入が困難な場合、環境保全に支障の無い範囲内で、公有地等に一時的に積み置きする。なお、その場合には、環境衛生の確保を図るため、区が消毒作業を行うものとする。
- (5) 被害が大きく、現有能力ではその処理に長期間を要すると判断した場合は、防災関係機関と調整の上、臨時車両、人員、器材の応援を受け処理する。
- (6) 災害時におけるごみについても、分別の徹底を図るため平常時から周知していくものとする。
- (7) 災害時におけるごみの収集体制等の情報提供を防災行政無線や広報車を活用して効果的に広報する。

【文京清掃事務所現有体制】

(平成24年4月1日現在)

職員数		車両台数	
事務	10人	小型プレス車	19台
技能Ⅳ（作業Ⅲ）	75人	軽小型車	6台
技能Ⅳ（自動車運転Ⅱ）	21人	連絡車（ふれあい号）	2台
技能Ⅴ（自動車整備）	1人	指導車	3台
再任用	10人	広報車（みえーる君）	1台
再雇用	2人	小計	31台
小計	119人		
計画処理量（日量）		70.3 t	

第2節 し尿処理

第1 活動方針

地震によるライフラインの被災に伴い、通常の上尿処理が困難となることが想定されるが、被災地の衛生環境を確保するため、排出されたし尿を迅速に処理する。

第2 活動内容

1 し尿処理の基本的考え方

- (1) 水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、マンホール直結型トイレを活用するほか区の備蓄する組立トイレ及び「震災時における災害対策用物資の調達に関する協定」に基づき供給される仮設トイレ等、貯留式仮設トイレを活用する。
- (3) 避難所付近の耐震化したマンホールを活用するため、各避難所にマンホール直結型トイレを整備する。
- (4) 公園などのオープンスペースを活用して、災害時に使用できるマンホール直結型の仮設トイレなどの充実を図る。
- (5) 避難者75人当たり1基の災害用トイレを確保する。
- (6) 各避難所に備蓄している簡易トイレ、組立式トイレ、自動ラップ式トイレを活用する。
また、公園や新規に開設する施設等のオープンスペースを利用して、マンホール直結型トイレの整備を促進する。
- (7) 発災後3日目までは、し尿処理収集車によるし尿の収集及び運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用する。
発災後4日目以降に交通機能支障が解消された場合は、し尿処理収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて対応する。
- (8) 備蓄分のトイレが不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

2 し尿処理方法等

- (1) 被害を受けなかった建築物のトイレは下水道施設に被害がない場合に限り利用するよう促す。
- (2) おおむね、発災翌日までに避難所等の貯留式仮設トイレの設置状況を把握し、「災害時におけるし尿収集業務の協力に関する協定書」に基づき東京都環境保全協同組合に収集を要請する。なお、し尿収集車が確保できない場合は都に応援要請を行う。また、し尿の搬入については「災害時における下水道施設へのし尿処理搬入及び受け入れに関する覚書」により指定された下水道施設（水再生センター及び管路の受入れ人孔）への投入により処理する。
- (3) 発災後の断水時においても下水道機能の利用を行うため、平常時から各家庭等において風呂水の汲み置き等、水の確保を図るよう意識啓発を行うものとする。なお、災害時にはトイレ用水の節約を呼びかけ、可能な範囲で民間協定井戸等を利用するなどにより対応する。
- (4) 避難所となる学校のトイレで使用する断水時のトイレ用水は消火活動に支障のない範囲でプール、井戸等の水を使用する。

第11章
災害時
要援護者
対策

第12章
帰宅
困難者
対策

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
し尿・がれき
等
処理計画

第17章
遺体
扱い
の
取り

第18章
災害
救助法の
適用

第19章
激甚
災害の
指定に
関する
計画

第3節 がれき処理

第1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、「震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等」（以下「がれき」と言う。）を適正に処理する。

第2 活動計画

1 がれき処理対策臨時組織の設置

震災後、速やかに「がれき処理対策班（仮称）」を区に設置する。

2 がれき処理計画の策定

区は、震災直後のさまざまな情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたのがれき処理計画を策定する。

また、所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、都に報告するとともに公表する。

3 がれき処理の実施

「がれき処理マニュアル」に従って、所管の区域におけるがれきの処理を行う。

4 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

がれき処理対策班は、震災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第2編第2部第6章第2節参照）により収集した「がれき」を、「がれき」仮置場に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。

5 「がれき」の撤去及び建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、「がれき処理対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様な事務を行う。

「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は次のとおりである。

(1) 受付事務

対策班は、震災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した「がれき」については、区の対策班の指示する仮置場に搬入する。

6 「がれき」の仮置場の設置

建物の解体等により発生した、「がれき」の積替えによる輸送効率の向上と分別の徹底等を図るため、小石川運動場などを一定の収容能力を持つ施設を「がれき」の一時集積所候補地とする。

第4節 土石、竹木等の除去

第1 活動方針

災害救助法施行令第9条にいう「災害によって住民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」について実施する。

第2 活動計画

1 除去対策

住家に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去に関しては、災害救助法に基づき次の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 原則として当該災害により直接被害を受けたもの。

実施対象は半壊、床上浸水家屋のうち、障害物除去の急を要するものを選定して実施する。

2 実施方法

- (1) 災害救助法適用前は、区長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- (2) 災害救助法適用後は、上記1（除去対策）に基づき除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告し実施する。

第11章
災害時
要援護者
対策

第12章
帰宅
困難者
対策

第13章
ボランティア
等との
連携・協働

第14章
公共施設
等の
応急対策

第15章
応急教育

第16章
ごみ・
がれき等
の
処理計画

第17章
遺体
の
取り扱い

第18章
災害
救助法の
適用

第19章
激甚
災害の
指定
に関する
計画

第17章 遺体の取り扱い（区・警視庁・都総務局・都福祉保健局）

第1節 遺体の捜索・収容等

第1 活動方針

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、都及び防災関係機関との連絡を密にして、遅滞なく処理することにより、人心の安定を図る。

第2 活動計画

1 区

- (1) 遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、区が都、警察等の協力の下に作業員の雇上げ、機械器具の借り上げ等の方法を講じて、実施するものとする。

また、遺体の安置・保管及び火葬に付す際に必要なドライアイス・棺等の物品については、「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」に基づき、全東京葬祭業連合会及び社団法人全日冠婚葬祭互助協会に災害応急対策業務の協力依頼を行い、確保に努めるものとする。

- (2) 必要帳票等の整備

遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- 1) 救助実施記録日計票
- 2) 捜索用機械器具燃料受払簿
- 3) 遺体の捜索状況記録簿
- 4) 死体の捜索用関係支出証拠書類

- (3) 遺体の搬送（遺体収容所まで）

区は、遺体収容所の管理者等に連絡の上、作業員の雇上げ又は、警察署等防災関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。

- (4) 遺体の収容等

- 1) 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに事前に指定した遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められる時は、都及び防災関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

- 2) 遺体収容所

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受付、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じた遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

なお、区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び防災関係機関と協議し、遺体収容所の事前指定等遺体を迅速に収容する体制を確立するものとする。

①遺体の収容については、区は火葬許可証または特例許可証を発行する。

②棺に氏名及び番号を記載した「氏名札」を添付する。

③家族その他より遺体の引き取りを希望する者がいるときは、遺体処理票によって整理の上引き渡す。

2 都（総務局）

区が行う遺体の捜索について、防災関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

3 警察

- (1) 警察活動に付随して、区の実施する遺体の捜索に協力する。
- (2) 身元不明者に対しては、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存し、身元の発見に努める。

第2節 検視・検案等

第1 活動方針

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため、検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

また、都及び区は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるよう警察等防災関係機関と連携体制を確立する。

第2 活動計画

1 区

区は、防災関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。

2 都

都は、監察医等による検案班を編成して遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

なお、都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

3 警察

- (1) 検視班を遺体収容所に派遣する。
- (2) 検視班は、検視規則及び死体取扱規則に基づき、迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。検視場所は原則として現地とする。
- (3) 遺体の見分・検視終了後は身元確実なものについては、直ちに遺族等に引き渡し、身元不明者のものについては、区に引き継ぐことになる。

第3節 火葬等

第1 活動方針

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない区市町村及び近隣各市の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づく広域火葬体制を整備していることを踏まえ、区は、広域火葬の円滑な実施に努める。

第11章
災害時
要
援
護
者
対
策

第12章
帰
宅
困
難
者
対
策

第13章
ボ
ラン
テ
ィ
ア
等
の
協
働

第14章
公
共
施
設
等
の
応
急
対
策

第15章
応
急
教
育

第16章
ご
み
・
計
画
等
の
処
理

第17章
遺
体
の
取
り
扱
い

第18章
災
害
救
助
法
の
適
用

第19章
激
甚
指
定
災
害
に
関
する
計
画

第2 広域火葬の実施

- 1 都の調整のもとで都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う態勢を確保することを目的に、都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定した。
- 2 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬態勢の円滑な実施に努める。
 - (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
 - (2) 区民に対し、都内全域が広域火葬態勢にあたることを周知し、理解と協力を求める。
 - (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
 - (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
 - (5) 区は、火葬を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
 - 1) 救助実施記録日計表
 - 2) 埋葬台帳
 - 3) 埋葬費支出証拠書類

第3 身元不明遺体の取扱い等

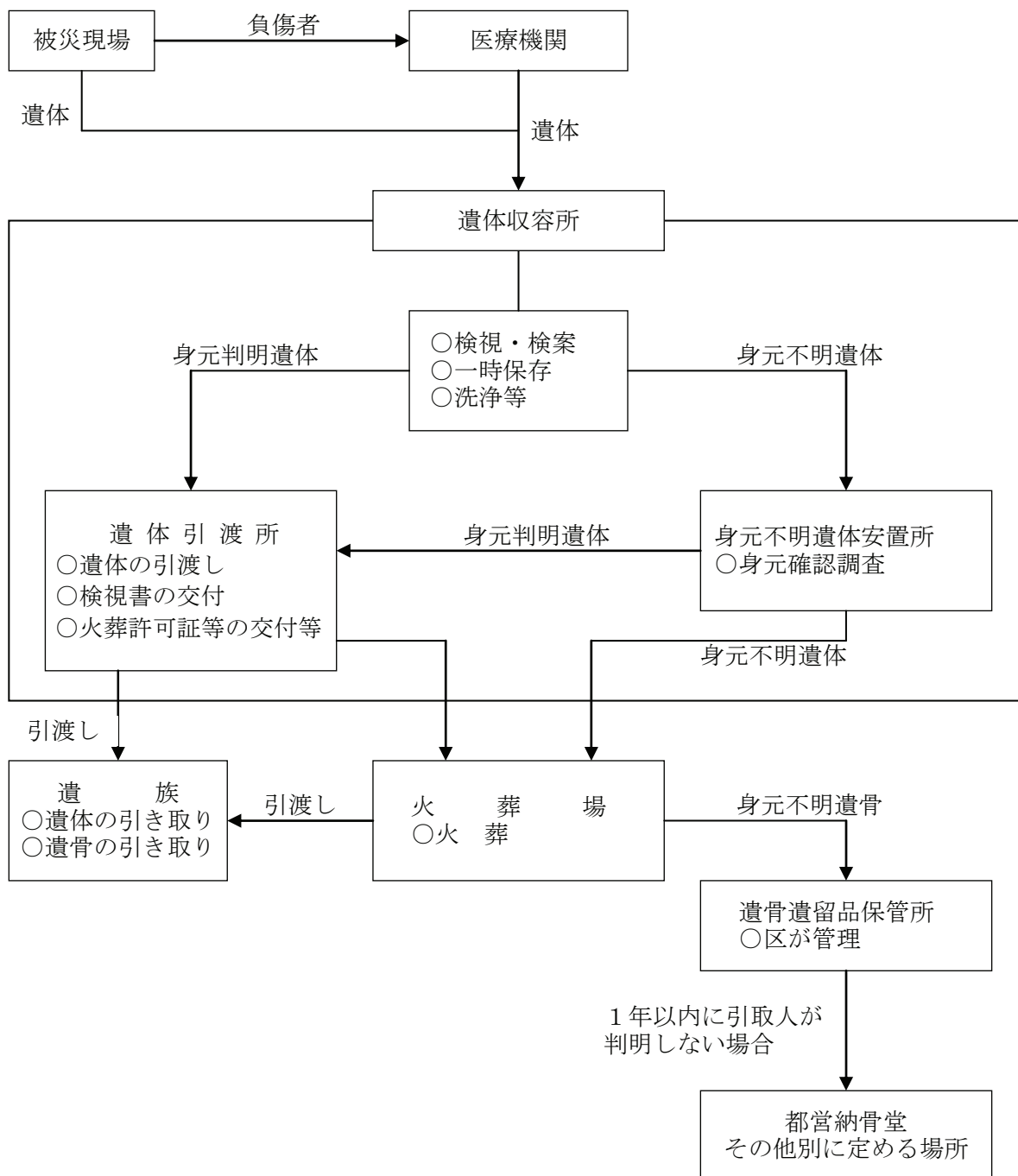
身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と適切な連携を保持する。身元不明遺体の身元確認調査については、区は警察と協力して行う。

- 1 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 火葬に付した身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

第4 死亡者に関する公報

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（所轄警察署）と連携を保ち、区役所、遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等により、区民等への情報提供を行う体制を整備する。

第5 遺体取扱いの流れ



第11章 災害時
要援護者対策

第12章 帰宅
困難者対策

第13章 ボラン
ティア等との
連携・協働

第14章 公共施
設等の応急対策

第15章 応急教育

第16章 遺体
処理・ごみ・
画等

第17章 遺体
の取り扱い

第18章 災害
救助法の適用

第19章 激甚
災害の指定に
関する計画

第18章 災害救助法の適用（区・都）

第1節 活動方針

災害救助法による救助は、災害に際して国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体の協力により応急的に必要な救助を行う。

被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として実施するものであるから、大地震が発生した場合は、被害情報を収集して災害救助法が適用されるかを速やかに判断し、法の要件に該当するときは適切な措置を行う。

第2節 活動内容

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区における基準は、次のとおりである。

災害救助法適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- 1 区の区域内の住家が滅失した世帯の数が、100世帯以上であること。
- 2 都の区域内で滅失した住家が2,500世帯以上で、かつ当区の区域内で滅失した住家が50世帯以上であるとき。
- 3 都の区域内で滅失した住家が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生し、災害を受けた者の救護が著しく困難である等、特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

第2 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、次のいずれかをもって住家滅失一世帯とみなす。

- | | |
|----------------|------|
| 1 全壊（全焼、流失） | 1 世帯 |
| 2 半壊（半焼） | 2 世帯 |
| 3 床上浸水、土砂のたい積等 | 3 世帯 |

第3 住家の滅失等の認定

- 1 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- 2 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊又は、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの、全壊・半壊に該当しない場合であって浸水がその住家の床上に達した程度のも。又は土砂、材木等のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

第4 世帯及び住家の単位

1 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋が、シャ断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法適用手続き

1 災害に際し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちに次の事項を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- (1) 災害発生時の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及び今後の救助措置
- (6) その他必要な事項

2 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告して、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。

3 災害救助法が適用された場合は、「東京都地域防災計画」(震災編)により必要な災害報告書を作成する。

〈資料編 第21 災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表 P65〉

4 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の捜索及び処理

第11章
災害時
要
援
護
者
対
策

第12章
帰宅
者
対
策

第13章
ボラン
ティア
等
の
協
働

第14章
公共
施
設
の
応
急
対
策

第15章
応
急
教
育

第16章
ごみ
の
処
理
計
画
等

第17章
遺
体
の
取
扱
い

第18章
災
害
救
助
法
の
適
用

第19章
激
甚
指
定
災
害
に
関
する
計
画

第19章 激甚災害の指定に関する計画（区）

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置について定めている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

本章では、「激甚法」に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続等について定めるものである。

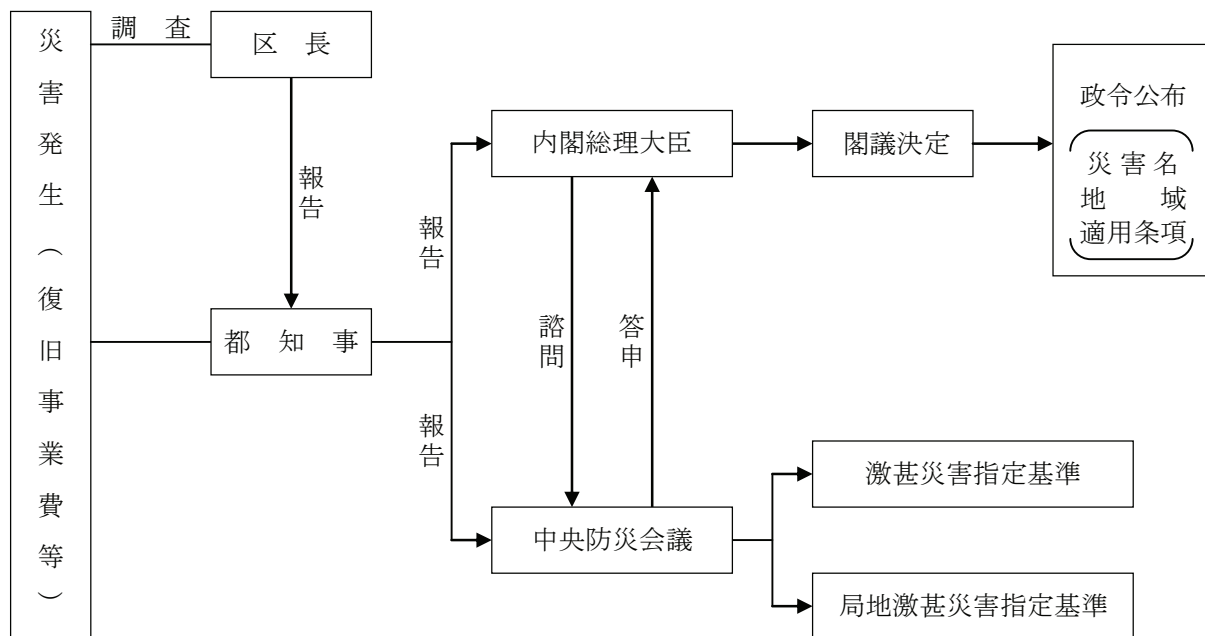
第1節 激甚災害指定の手続き

区長は、大規模な災害が発生した場合、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第53条）

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。

内閣総理大臣は、激甚災害として指定すべきと判断したときは、その激甚災害に対して適用すべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。この手続を図示すると次のとおりである。



注）局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

第2節 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 1 区内に大規模な災害が発生した場合、区長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部課に必要な調査を行わせるものとする

第11章 災害時
 要援護者対策
 第12章 帰宅
 困難者対策
 第13章 ボラン
 ティア等との
 連携・協働
 第14章 公共施
 設等の応急対策
 第15章 応急教育
 第16章 ごみ・
 処理・がれき等
 の取り扱い
 第17章 遺体
 救助法の適用
 第18章 災害
 に関する計画
 第19章 激甚

る。

また、局地激甚災害の指定については、1月から12月までの間に発生した災害について、関係部課に必要な調査を翌年当初において行わせるものとする。

- 2 区は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 特別財政援助の交付手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出するものとする。

- 1 激甚災害指定基準

〈資料編 第22 激甚災害指定基準 P69〉

- 2 局地激甚災害指定基準

〈資料編 第23 局地激甚災害指定基準 P71〉

第11章
災害時
要
援
護
者
対
策

第12章
帰
宅
困
難
者
対
策

第13章
ボ
ラン
テ
ィ
ア
等
の
協
働

第14章
公
共
施
設
等
の
応
急
対
策

第15章
応
急
教
育

第16章
ご
み
・
計
画
・
理
尿
処
理

第17章
遺
体
扱
い
の
取
り

第18章
災
害
の
適
用
救
助
法

第19章
激
甚
災
害
の
指
定
に
関
する
計
画